

総務委員会・分科会 会議記録

- 1 期 日 令和4年12月19日（月）
午前9時24分 開会
午後2時38分 閉会
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 清水 寛
副委員長 芦田 竹彦
委員 荒木慎太郎、木谷 敏勝、
村岡 峰男、森垣 康平、
義本みどり
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明員 （別紙のとおり）
- 6 傍聴議員 福田 嗣久、松井 正志
- 7 事務局職員 主幹兼議事係長 山本 慎二
- 8 会議に付した事件 （別紙のとおり）

総務委員長・分科会長 清水 寛

令和4年第6回豊岡市議会（定例会）議案付託表

【 総務委員会 】

- 第97号議案 但馬広域行政事務組合規約の変更について
- 第114号議案 豊岡市立出石歴史文化交流館の指定管理者の指定期間変更について
- 第115号議案 豊岡市立出石史料館の指定管理者の指定について
- 第116号議案 豊岡市立出石明治館の指定管理者の指定について
- 第117号議案 豊岡市立出石永楽館の指定管理者の指定について
- 第120号議案 豊岡市事務分掌条例等の一部を改正する条例制定について
- 第121号議案 豊岡市個人情報の保護に関する法律施行条例制定について
- 第122号議案 豊岡市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定について
- 第123号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 第139号議案 豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第140号議案 豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第141号議案 豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

予算決算委員会付託議案に係る分科会分担表

【 総務分科会 】

- 第131号議案 令和4年度豊岡市一般会計補正予算（第8号）
- 第142号議案 令和4年度豊岡市一般会計補正予算（第9号）

※ 第131号議案及び第142号議案中の人件費分は、総務分科会に一括分担する。

2022年度 豊岡市議会総務委員会名簿

2022年12月19日(月)

【総務委員】

委員長	清水 寛
副委員長	芦田 竹彦
委員	荒木慎太郎 木谷 敏勝 村岡 峰男 森垣 康平 義本みどり

7名

【説明員】 ※出席者に着色しています

副市長	土生田 哉
議会事務局	
議会事務局長	熊毛 好弘
議会事務局次長	坂本 英津子
政策調整部	
政策調整部長	塚本 繁樹
政策調整部次長兼公共施設マネジメント推進室長	久保川 伸幸
秘書広報課長	山口 繁樹
秘書広報課参事	小野 弘順
政策調整課長	井上 靖彦
説明補助員 政策調整課長補佐	真狩 直哉
財政課長	長谷川 幹人
防災監	山本 尚敏
防災課長	畑中 聖史
総務部	
総務部長(会計管理者)	堂垣 真弓
総務部次長 兼ジェンダーギャップ対策室長	土田 篤
総務部次長(キャリアデザイン・ハラスメント担当) 兼ジェンダーギャップ対策室参事	岸本 京子
総務課長	太田垣 健二
総務課参事(文書法制担当)	宮代 将樹
人事課長	小川 琢郎
デジタルトランスフォーメーション推進部	
デジタルトランスフォーメーション推進部長	谷口 雄彦
D X・行財政改革推進課長	若森 洋崇
情報推進課長	中奥 実

地域コミュニティ振興部	
コミュニティ振興課長	若森 和歌子
市民生活部	
税務課長	宮崎 雅巳
税務課参事	瀬崎 晃久
城崎振興局	
地域振興課長	藤原 孝行
竹野振興局	
地域振興課参事	山根 哲也
日高振興局	
地域振興課長	池内 章彦
出石振興局	
地域振興課長	午菴 晴喜
但東振興局	
地域振興課長	道下 一
会計課	
会計課長	西村 嘉通
消防本部	
消防長	井崎 博之
消防本部次長 兼総務課長	上田 有紀
消防本部参事 兼豊岡消防署長	川見 真司
予防課長	井上 光彦
選挙管理委員会・監査委員事務局	
選管監査事務局長	中川 光典

説明員計 26名

【担当事務局職員】

議会事務局主幹兼議事係長	山本 慎二
--------------	-------

計 34名

午前9時24分 委員会開会

○委員長（清水 寛） 皆さん、おはようございます。

ちょっと時間より早いんですけども、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

挨拶ということで改めて、ようやく冬が到来したということで、大変な、最初から雪です。私ちょっと個人的な用事で昨日は大阪まで行く予定があったんですけども、いきなりはまかぜが来ないという状況になりました。JRさんのほうもなかなか今いろいろな話がありますけども、やはり倒竹の問題であったり線路上にいろいろと動物が出てるといふようなので、昨日も帰りもなかなか警笛を鳴らして進まないというような状況がありまして、そういう意味ではまだまだ問題がやはり都会と違って田舎のほうにはあるなというのを改めて実感いたしました。

今日の委員会は、なかなか議論が出そうな案件が1件あります。特にこの委員会はベテランから若手までそろっているということもありますけども、そういう意味では皆さんそれぞれの立場からしっかりと市民のために意見を出して議論を尽くしていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず当局からパソコン2台を持ち込みたい旨の申出があり、これを許可しておりますので、ご了承願います。

本日は、当委員会に付託、また当分科会に分担された議案の審査として個別に説明、質疑、討論、表決を行い、次に議事順序を変更し、先に報告事項の説明を受けます。ただし、第97号議案及び第120号議案については、報告事項の後に審査いたします。その後、議事順序を元に戻し、意見、要望のまとめを行う予定としております。

委員の皆さんは、Side Books上のフォルダー、ホーム、総務委員会、総務04.12.19が本日の委員会のフォルダーとなっておりますので、そちらの資料を配信しております。ご確認ください。

さい。

委員の皆さん並びに当局の職員の皆さんは、質疑、答弁に当たりましては要点を押さえ、簡潔、明瞭に行っていただき、スムーズな議事進行にご協力をお願いいたします。

なお、委員会及び分科会での発言は、委員長、分科会長の指名の後、マイクを使用して課名と名字を名のってから行っていただきますよう、お願いいたします。

これより、3、協議事項、（1）付託・分担案件の審査について、ア、委員会審査に入ります。

まず、第114号議案から第117号議案まで、豊岡市立出石歴史文化交流館の指定管理者の指定期間変更についてほか3件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

午菴出石振興局地域振興課長。

○出石振興局地域振興課長（午菴 晴喜） それでは、議案第114号から第117号までの指定管理に関する議案について、まとめてご説明をいたします。

議案内容につきましては議会本会議にて局長が説明したとおりですが、議案第114号について補足説明を行いたいと思っております。

それでは、議案書の95ページをご覧ください。よろしいでしょうか。

議案第114号、豊岡市立出石歴史文化交流館の指定管理者の指定期間変更については、現在の指定管理期間を1年間延長しようとするものです。

延長理由としましては、当該文化交流館は、2012年、平成24年ですけども、国庫補助を受けて施設改修しており、当時、10年後の2023年、令和5年4月1日には建物を指定管理者へ無償譲渡する覚書を交わしておりました。このたび、譲渡のための手続を進めるに当たり、再度県に確認をしたところ、補助事業の制約上、改修後10年を経過する2024年、令和6年4月1日以降でないと譲渡のための事務処理ができないことが判明いたしましたので、関係者協議の上、指定管理期間を1年間延長しようとするものです。

説明は以上です。

○委員長（清水 寛） 続いて。

○出石振興局地域振興課長（午菴 晴喜） 第115号から第117号までは、先ほど申し上げましたとおり、本会議で局長が説明しておりましたとおり、現在の指定管理者にそれぞれ引き続き新たな指定管理を契約しようとするものです。以上です。

○委員長（清水 寛） 説明は終わりました。

質疑ありませんか。

義本委員。

○委員（義本みどり） これ、譲渡先というのはどちらになりますでしょうか。

○委員長（清水 寛） 午菴課長。

○出石振興局地域振興課長（午菴 晴喜） 譲渡先といたしましては、先ほど覚書を結んだと申し上げましたけども、覚書を結んだ相手先が、その当時の名称でいきますと武家長屋資料館保存活用会議という団体、地元の団体でつくられたものでして、例えば地元の松枝区ですとか出石まちづくり公社、豊岡市商工会の出石支所、それから観光協会などで構成をされた団体です。10年経過しておりますので当初と団体がなくなっている部分もありますけども、主になるまちづくり公社ですとか観光協会は今もいらっしゃいますので、そういった団体の代表の方に譲渡をしていく形になると考えております。以上です。

○委員長（清水 寛） 義本委員。

○委員（義本みどり） ということは、97ページの5番目のところにあるこの団体の連合体に譲渡するという意味合いですか。その理解でよろしいですか。

○委員長（清水 寛） 午菴課長。

○出石振興局地域振興課長（午菴 晴喜） 連合体、確かに先ほどの連合体と覚書を結んで指定管理をしていますが、法人格を持っていない団体ですので、その中の団体さんと協議をする中で、先ほど申し上げました例えば観光協会ですとかまちづくり公社ですとか法人格のある団体さんが主な窓口となって、そちらに譲渡をする形になるというふうに考え

ております。以上です。

○委員長（清水 寛） よろしいですか。

ほかにありませんか。

それでは、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 討論打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 異議なしと認めます。よって、第114号議案から第117号議案までは、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第121号議案及び第122号議案、豊岡市個人情報の保護に関する法律施行条例制定についてほか1件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

宮代参事。

○総務課参事（宮代 将樹） 第121号議案及び第122号議案の2件につきまして、一括してご説明いたします。

まず、本条例案提出の背景をご説明いたします。

個人情報保護法制が令和3年5月19日に改正をされまして、3つの法律が個人情報の保護に関する法律に一元化をされました。この改正によりまして、本市を含む地方公共団体等の2,000を超える条例につきましても、来年4月1日から法律の下で一律に規制されることになっております。

市としましては法律の規定に従った条例を定める必要があります。抜本的改正が必要となることから、現行条例を廃止しまして、新たに法律の施行条例を制定しようとするものでございます。

それでは、資料の151ページをご覧ください。第121号議案、豊岡市個人情報の保護に関する法律施行条例制定についてです。

本案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、市が法律の適用を受けることにより必要となる施行条例を定め、開示請求に係る手数料等を規定す

るため制定するものでございます。

内容につきましては、155ページの条例案要綱を基にご説明いたします。

1、第1条関係の趣旨です。個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めることとしております。

2、第2条関係、定義です。使用する用語の定義を行うものです。こちらは現行条例と違い、議会を除いた規定となっております。

3、第3条関係、開示請求に係る手数料等です。開示請求に係る手数料は無料とし、写しの交付を受ける者は当該写しの作成及び送付に関する費用を負担しなければならないとするものです。こちらは、現行条例と同様の内容です。

4、第4条関係です。開示決定等の期限です。全部もしくは一部の開示または非開示の決定期限は、開示請求があった日から15日以内とし、事務処理上困難その他正当な理由があるときは、45日以内とするものです。開示請求から決定までの期間は、法律の規定では30日間とされておりますが、現行条例と同じ15日間とするものです。

5、第5条関係、開示決定等の期限の特例です。開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、45日以内に全ての開示決定等を行うことが事務の遂行に著しく支障となるおそれがある場合は、その特例として、相当の部分は45日以内に開示決定等をし、残りの部分は相当の期間内に開示決定等ができるようにするものです。

6、第6条関係、運用の状況の公表です。市長は、毎年度、実施機関における法律及びこの条例の運用状況を取りまとめ、その概要を公表することとするものです。

7、第7条関係、委任です。この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定めることとするものです。

8、附則です。(1)附則第1項関係です。この条例は、令和5年4月1日から施行することとしております。

(2)附則第2項関係です。豊岡市個人情報保護

条例を廃止するものです。

(3)から(5)は、いわゆる経過措置の規定です。

(3)附則第3項関係です。旧条例第7条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例の規定による個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務につきましては、令和5年4月1日以後も、なお従前の例によることとするものです。

(4)附則第4項関係です。令和5年4月1日前に旧条例の規定による保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求がなされた場合の手続きは、なお従前の例によることとするものです。

(5)附則第5項関係です。令和5年4月1日前にした行為並びに附則の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第7条の規定による義務並びに旧条例の規定による保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用は、なお従前の例によることとするものです。

(6)附則第6項関係です。豊岡市情報公開条例について、この条例による手数料等に係る規定等と同様の整理をするものでございます。

なお、本案に関しましては、157ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧いただければと存じます。

次に、資料の159ページをご覧ください。第122号議案、豊岡市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、個人情報の保護に関する法律の施行に伴いまして、審査会は法律の規定による審査請求に関する事項を調査審議することなど所要の規定の整備を行うものです。

条例案要綱を基にご説明いたしますので、162ページをご覧ください。

1、改正の内容です。(1)第1条関係です。審査会の調査審議事項に係る規定に関し、その引用する豊岡市個人情報保護条例の規定を個人情報の保

護に関する法律の規定に改めるものでございます。

(2) 第2条関係です。定義のうち諮問庁及び保有個人情報に係る規定に関し、それらの引用する豊岡市個人情報保護条例の規定を豊岡市個人情報の保護に関する法律施行条例又は個人情報の保護に関する法律の規定に改めるものでございます。

2、附則によりまして、この条例は、令和5年4月1日から施行することとしております。

なお、本案に関しましては、163ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧いただければと存じます。

私からの説明は以上でございます。

○委員長(清水 寛) 説明は終わりました。

質疑ありませんか。いいですか。

質疑を打ち切ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(清水 寛) 討論打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(清水 寛) 異議なしと認めます。よって、第121号議案及び第122号議案は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第123号議案及び第139号議案から第141号議案まで、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてほか3件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

小川課長。

○人事課長(小川 琢郎) それでは、165ページをご覧ください。第123号議案、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてご説明いたします。

本案は、地方公務員法の改正に伴い、職員の定年の引上げ、管理監督職上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制に関して、関係する12の条例について改正を行おうとするものでございます。

179ページをご覧ください。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案要綱に基づいて説明をさせていただきます。

まず、1の豊岡市職員の定年等に関する条例の一部改正についてでございます。(2)で職員の定年を60歳から65歳に引き上げるることについて定めております。

次に、(4)から(6)まで、ここで管理監督職上限年齢制、これはいわゆる役職定年のことですが、これについて定めております。

まず、(4)のところですが、管理監督職上限年齢制の対象とする管理監督職、これは本市の給与条例で管理職手当を支給される職員の職としております。

また、(5)では、管理監督職に就くことができる上限年齢を60歳としております。

次に、(7)から(9)までに、管理監督職上限年齢による降任等の特例について定めております。

まず、(7)のところ、降任等をすべき職員について、公務の運営に著しい支障が生ずると認めるときは、市長の承認を得て、1年を超えない期間ごとに引き続き管理監督職として勤務させることができるということとしております。

次に、(10)です。定年前再任用短時間勤務制について定めております。60歳に達した日以後に退職した職員については、従前の勤務実績その他規則で定める情報に基づく選考により、定年前再任用短時間勤務職員として、短時間の職に採用することができることとしております。

次に、(11)です。次のページになります。ここでは、定年年齢に関する経過措置として、定年年齢65歳は令和13年4月1日からとし、それまでの間は2年に1歳ずつ段階的に引き上げることと定めております。

(12)です。任命権者は、当分の間、職員が59歳に達する年度に、60歳に達する年度以後に適用される任用、給与等の情報を提供するとともに、60歳に達する年度以後の職員の勤務の意思、これを

確認するよう努めることを定めております。

続きまして、2の豊岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例、この一部改正についてです。

公益的法人等への職員の派遣について、定年前再任用短時間勤務職員は、派遣することができる職員としております。それから、異動期間が延長された管理監督職を占める職員、つまり役職定年の特例によって引き続き管理監督職として勤務する職員のことですけれども、これは派遣することができない職員としております。

次に、3の豊岡市職員の分限に関する条例、この一部改正についてです。

(1)では、降給の種類及び事由の項目に、管理監督職上限年齢による降任等に伴う降給を追加することとしております。

(2)では、定年引上げに係る降給の種類に、当分の間、管理監督職上限年齢による給料月額7割措置による降給を定めることとし、(3)では管理監督職上限年齢による降任等に伴う降給の場合は、給料月額が異動することとなった旨の通知を行うこととしております。

次に、4の豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてです。

これについては、定年前再任用短時間勤務制の創設による所要の規定の整備を行うこととしております。

次に、5の豊岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、異動期間が延長された管理監督職を占める職員、先ほども申しましたが、管理監督職上限年齢に達した後も管理監督職を続ける職員のことですけれども、これが育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員としております。

次に、6の豊岡市職員の給与に関する条例、この一部改正についてです。

(1)には、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の区分に基づき、その者の勤務時間に応じた額を支給することとしております。

また、(3)には、扶養手当、住居手当の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しないこととしております。

次に、(4)には、特定日、これは原則60歳に達した日後における最初の4月1日をいいますけれども、それ以降の給料月額は、当分の間の措置として、60歳を超える職員の属する職及び号給に応じた7割を支給することとしております。

(6)には、管理監督職上限年齢による降任等、いわゆる役職定年に伴って特定日以後の給料月額7割支給が降任前に受けていた給料月額の7割に達しない職員に対して、当分の間、7割水準となるように、管理監督職上限年齢調整額を給料として支給することとしております。

(7)には、管理監督職上限年齢調整額は、当該職員の属する級の最高号給の給料月額を超えない範囲で支給することとしております。

(8)から(11)までには、管理監督職上限年齢調整額とその他必要事項を定めております。

(12)には、園長を5級及び6級に、園長補佐を4級に位置づけることとしております。

続きまして、7の豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてです。

(2)には、定年前再任用短時間勤務職員などを除く職員について、特定日以後、当該職員に適用される給料は、豊岡市職員の給与に関する条例附則第20項及び第21項の規定の例により、管理者が別に定めることとしております。

次に、8の豊岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正、それから9の豊岡市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正、10の豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正、それから11の豊岡市職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正、これらにつきましては、再任用制度の廃止等に伴う関係条例の所要の規定の整備を行うこととしております。

次に、12の豊岡市職員の再任用に関する条例につきましては、地方公務員法の改正に伴い現行の再任用制度が廃止となりますので、本市の再任用条例

も廃止するものでございます。

続きまして、附則に移ります。

13の(1)では、施行期日を令和5年4月1日としております。ただし、情報提供及び勤務の意思の確認の規定については、公布の日から施行することとしております。

13の(2)から(7)までは、必要な経過措置について定めております。

以上が123号議案の説明でございます。

続きまして、139号議案の説明に移りたいと思います。こちらは議案の追加分のほうの資料をご覧くださいと思います。

この資料の3ページになります。よろしいでしょうか。

まず、第139号議案、豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、人事院勧告に準じて、一般職の職員の給料月額、それから勤勉手当の支給割合を改正しようとするものでございます。

本年の人事院勧告は、月例給、それからボーナスともに、2019年、令和元年度から3年ぶりの引上げ勧告となっております。

主な内容としては、民間企業との格差を是正するために、初任給を大卒で3,000円、高卒で4,000円引き上げる、それから20歳代半ばに重点を置いて、30歳代半ばまでの職員が在職する給料について、給料月額の平均0.3%程度を引き上げる、それから勤勉手当を年間0.1月分引き上げるというものです。

内容については、14ページをご覧ください。豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案要綱によりご説明いたします。

1の改正の内容のところですけども、(1)、アについては、今年度12月期の勤勉手当の支給月数を0.95月分から1.05月分に0.1月分引き上げようとするものでございます。イは、行政職給

料表、それから医師職給料表について、給料月額の一部を引き上げようとするものでございます。

1の(2)です。令和5年6月期以後の勤勉手当について、支給月数を1.05月分から1.0月分に改め、6月期と12月期の支給月数を同じ月数とする改正を行うものです。

続いて、(3)、(4)についてです。豊岡市一般職の任期付職員についても、給与条例に準じて給料月額の引上げ等、所要の改正、規定の改正を行うようとするものでございます。

続きまして、2の附則に移ります。(1)及び(2)は施行期日等を定めるものでありますが、1、改正の内容の(1)及び(3)のうち、給料月額の引上げについては令和4年4月1日に遡っての適用とし、勤勉手当に関する規定については12月期の勤勉手当の支給基準日である12月1日に遡っての適用としております。

また、1、改正の内容の(2)の令和5年6月期以降の勤勉手当について、それから(4)の特定任期付職員の令和5年6月期以降の勤勉手当については、令和5年4月1日から施行するものです。

これ以外にも、これら改正に関して必要な経過措置を定めております。

続きまして、31ページをご覧ください。第140号議案、豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案も、人事院勧告に準じて、市長等の期末手当の支給割合を改定しようとするものでございます。

34ページをご覧ください。豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案要綱によりご説明させていただきます。

1、改正の内容の(1)では、本年12月期の市長等の期末手当について、支給月数を2.15月分から2.25月分とし、0.1月分引き上げようとするものでございます。

次に、(2)は、令和5年6月期以後の期末手当について、支給月数を2.25月分から2.2月分に改めようとするものでございます。

なお、市議会議員の皆さんの期末手当につきましては、豊岡市議会の議員の議員報酬等に関する条例の規定により、市長の例によるという規定になっておりますので、市長等と同様の引上げが適用となります。

続きまして、2の附則に移ります。

(1)、(2)については施行期日等を定めるものでございますが、期末手当に関する規定の改正でございますので、12月期の期末手当については基準日である12月1日からの適用とし、また、令和5年度以降の期末手当については令和5年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、37ページをご覧ください。141号議案、豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案も、人事院勧告に準じて会計年度任用職員の給料月額を改定しようとするものです。

内容について説明をさせていただきます。43ページをご覧ください。

豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案要綱によりご説明いたします。

1の改正の内容ですが、給料表を改定し、給料月額の一部を引き上げようとするものでございます。改定後の給料月額は、議案書39ページ、別表第1、給料表のとおりでございます。

次に、附則に移ります。2で給料月額の引上げについて、令和5年4月1日からの施行としております。

以上が条例の改正に関する説明です。よろしくお願いたします。

○委員長(清水 寛) 説明は終わりました。

質疑ありませんか。

義本委員。

○委員(義本みどり) 123号、定年延長の議案に関してなんですけど、一般質問で前野議員のほうから、ベテランの方のノウハウが組織に残るのはいいことだけれども、その分、若い方を採用できなくな

ることについてどうお考えですかといったときに、今後検討していくというようなご答弁だったかと思うんですけども、もう一度そこを確認させていただいてもよろしいですか。

○委員長(清水 寛) 小川課長。

○人事課長(小川 琢郎) 定年が延びることによって、若い方の採用の数というのは一定数少し少なくなるといことになります。特に定年が延びていくこの9年間ぐらいの間については、段階的に定年が延びていくということになるんですけども、その延びていく期間の1年置きの間というのは、定年退職がない年というのが出てきます。2年に1回の定年退職ということになりますので、実際定年延長で全ての方が残られるのか、それとも退職されてしまうのか、その辺はやってみないと分からない部分もあるんですけども、全員が仮に残られるということを選択されたとしたら、そういう状況になってまいります。ですので、採用の数というのは少し絞られてくるのかなというふうに思っています。そんなところでよろしいでしょうか。

○委員長(清水 寛) 義本委員。

○委員(義本みどり) 絞られることに対して、今後、定員ですね、少し増やしていくようなことを検討しなればならないか、何かちょっとそこのところがどうなったかなと思ひまして、確認させてください。

○委員長(清水 寛) 小川課長。

○人事課長(小川 琢郎) 定員の数については、現状の定数、今いる職員の数を基本的に維持していくという形を考えております。ですので、今の数の内数の中に定年退職した人が入ってきて、その中で維持していくということを考えております。

○委員長(清水 寛) 義本委員。

○委員(義本みどり) やってみないと全員が残るのかどうかも分からないので、それは今後様子を見ながらというような理解で合ってますか。何か問題が。

○委員長(清水 寛) 小川課長。

○人事課長(小川 琢郎) どれぐらい残られるかというところは見通せない部分があります。アンケートなどを取って、確認というか調査はしております

けども、実際そのとおりになるかどうか分かりませんので、そこら辺はやってみないと分からないんですけども、そこで退職されたということになりましたら、その分は当然採用をしていくということになってきますので、そこら辺を考えながら柔軟に対応していきたいなどは思っております。

○委員長（清水 寛） よろしいですか。

ほかはございませんか。

村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 単純なことからお聞きします。

まず、123号議案に関連をして、あるいはそれ以外も全部そうなんですけど、まずは市職員組合との間では話し合いがちゃんともう妥結してると思うんですけど、確認させてください。

それから、定年延長で60歳を超えて65まで、何年か後にはね、在職するわけですけども、管理職からは外れると。そうすると、部長であったり課長であったりする皆さんも、今日までは部長でしたよと、残った翌日から、例えば4月1日以降ですね、どういう形で職場に残って働かれるのかなと。全く違う部署に行くのか、いやいや同じ部署なのか、同じ部署だったら、新しくなる部長や課長にしてみたら昨日までの部長がそこにおられるわけですね、働き方としては働きにくいんだろうと思うんですけど、その辺でどうなるのかな、ちょっと聞かせてください。

○委員長（清水 寛） はい。

○人事課長（小川 琢郎） 組合との協議については今年の春頃から協議を始めておまして、10月に組合との交渉を妥結しております。

もう一つのご質問で、どのような職場配置になるのかというようなところですけども、なるべく人事のほうとしては、上司、部下というのが逆転するようなことにならないような一定の配慮はしていきたいというふうには思っておりますけども、ただ、全部が全部がそうできるとは限らないと思っております。

これまでいろんなことを経験されてきた方が残られて仕事をされていますので、その経験を生かしていただくということになりますけども、やっぱ

り上司と部下が逆転するとやりにくいという部分もあったりするかも分かりません。ただ、そこのところは今いる職員もですけども、60を超えて残られる方、その方についても少し考え方を考えていただく必要があるのかな。ちょっと厳しい言い方も分かりませんが、かつての部下に上手に使われる人になってほしいというのが人事の思いです。以上です。

○委員長（清水 寛） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 考え方を考えるなんて言ってるね、公務員生活40年近くやってこられて積み上げられたものが、部長からね、定年延長したから考え方変えれなんて、そんなこと無理だ。と思うんです。だから、その辺でね、基本的には賛成なんですよ、基本的には賛成なんですけども、職場の在り方としてなかなか難しい問題が出てくるなということを思います。現に皆さんがね、退職されて60で定年退職だけでも残りましたよといったときに、そんな日からつるつと考え変えられますか。ここにおる皆さんがわしは変えられるというんだったら、ああそうかえとと言うけども、そんな簡単に変えられんと思うんですが、どうでしょうな。

○委員長（清水 寛） 堂垣部長。

○総務部長（堂垣 真弓） 本当に村岡委員おっしゃるとおりで、ちょうど私の年齢から定年延長が始まる年なんですけども、やはり同級生とかとも話しますけども、やはりなかなかその辺は考えを変えろというのは誰しも難しいことだと思います。ただ、この制度はこれから先の年金制度等を考えましたらやはり必要な制度だというふうに、誰もそのところは理解してるところでございますので、あとはどこまで人事のほうで配慮できるかなというところはあると思います。

例えば全く同じ職場でそのままいきなし、じゃあ今日から課長補佐級ですよと言われると、やはりお互いがなかなか仕事もしづらいただろうというふうに思いますので、例えば職場は別の職場で、一度経験のあるような職場で課長補佐級で、今まで培ってきた力とかノウハウを活用していただき、お互いが

いい状況で働けるような、そのような環境がつくっていったら一番いいのではないかなというふうに考えてるところでございます。

○委員長（清水 寛） よろしいですか。

ほか、ございませんか。よろしいですか。

村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 140号議案、市長等の部分ですが、説明があったんですがちょっと聞き漏らしたと思うんですけども、この条例改正が通りました。既に一度は12月10日かで支給されてますね。この条例の分はいつ出すって、支給はいつするって言いました。

○委員長（清水 寛） 小川課長。

○人事課長（小川 琢郎） 最終日議決をいただきますので、その差額分につきましては、今のところ予定では28日を支給日予定しております。

○委員長（清水 寛） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） じゃあ確認です。年内ですね。

○委員長（清水 寛） 小川課長。

○人事課長（小川 琢郎） 12月の28日の予定です。

○委員長（清水 寛） よろしいですか。

ほか、よろしいですか。積み残しはないですか。

それでは、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 討論はないですね。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 異議なしと認めます。よって、第123号議案及び第139号議案から第141号議案までは、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで委員会を暫時休憩します。

午前10時06分 委員会休憩

午前10時06分 分科会開会

○分科会長（清水 寛） ただいまから総務分科会

を開会いたします。

これより3、協議事項、（1）付託・分担案件の審査について、イ、分科会審査に入ります。

まず、第131号議案、令和4年度豊岡市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

第131号議案中、当分科会に審査を分担されたのは、所管事項に係る歳入歳出予算補正、債務負担行為補正及び地方債補正についてであります。

当局の説明は、まず財政課から全体概要を含めて説明を、次に人事課から全体の人件費を含めて説明をいただき、その後、組織順で各担当課から歳出及び歳入等を一気に説明願います。

なお、公共施設の電気料金等の上昇への対応については、財政課から一括して説明いただきます。

また、質疑は説明が終わった後に一括して行います。

それでは、順次説明願います。

長谷川課長。

○財政課長（長谷川幹人） よろしくお願ひします。

戻りまして、元の議案書の253ページをご覧ください。第131号議案、令和4年度豊岡市一般会計補正予算（第8号）でございます。

第1条で、歳入歳出それぞれ3億4,922万6,000円を追加しまして、歳入歳出総額を517億4,049万5,000円とするものでございます。

第2条で債務負担行為の追加及び変更を、第3条で地方債の変更を行っております。概要としましては、職員の配置を反映した人件費の補正、事業費確定や確定見込みによる増減、公共施設の電気料金等の上昇への対応などが主なものとなっております。

続きまして、公共施設の電気料金等の増額について、財政課で一括して説明させていただきます。

歳出の278ページから315ページにかけての各事業、これはちょっと全体なんですけど、光熱水費、燃料費、指定管理料の増額について、電気料金上昇分への措置として、電気料金上昇分は157施設、1億8,244万8,000円、ガス料金上昇分は44施設、1,356万8,000円、重油・灯油上昇分は19施設、480万2,000

円、合計で2億81万8,000円、これ全体です、を増額するものでございます。

続いて、当委員会所管分につきましては、電気料金上昇分が3,511万2,000円、ガス料金上昇分が300万4,000円、重油・灯油上昇分は該当なしといったことでして、当委員会の分につきましては3,811万6,000円の増額といったこととなります。

公共施設の電気料金等への対応は以上です。

続きまして、財政課所管分の説明をさせていただきます。

279ページをご覧ください。説明欄の2枠目の財政課、財政管理費でございます。財務会計システム改修業務99万の増額は、決算統計の回答区分の変更に伴うものといったこととなります。

続きまして、314ページ、315ページをご覧ください。12款公債費の市債元金です。補正額は300万4,000円で、これは利率見直しによる償還元金の増額といったこととなります。その下、市債利子です。これにつきましては、利率見直しによる償還利子の減額と前年度の市債発行額の確定による減額等で、マイナス1,058万円であります。

続きまして、歳入です。戻っていただきまして、272ページ、273ページをご覧ください。上から3枠目の繰越金です。今回の補正の収支調整としまして1,023万円を計上しております。

財政課からは以上です。

○分科会長（清水 寛） 小川課長。

○人事課長（小川 琢郎） 次、一般会計補正予算（第8号）に係る人件費の補正についてご説明させていただきます。

令和4年度人件費12月補正予算の主な理由（一般会計）という資料を別にお配りしておりますので、そちらご覧いただきたいと思っております。

その資料の、まず報酬のところです。617万8,000円の減額としております。主にパートタイム会計年度任用職員に係る未採用月数分の減額によるものでございます。未採用月数分といいますのは、

当初予算で1年間分予算を組んでおりますけれども、実際に採用できたのが年度途中となった場合に、採用できなかった経過月数分、これが不用になりますので、その分を減額するものでございます。

次に、給料です。5,136万4,000円の減額としております。これは、フルタイムの会計年度任用職員に係る未採用月数分の減額と、育児休業、部分休業取得による不用分の減額によるものでございます。

それから、次に手当です。838万1,000円の減額としております。ここでは、時間外勤務手当の増額のほか、随時異動、年度途中の扶養申請ですとか住所の変更、こういったものによる扶養手当、住居手当、通勤手当の減額、それから会計年度任用職員の未採用月数分に係る期末手当の減額、また育児休業取得に伴う不用額の減額、こういったものを反映しております。

それから、次の共済費です。1,335万3,000円の減額としております。これにつきましては、会計年度任用職員に係る未採用月数分、育児休業取得による不用分の減額で、報酬、給料を減額としたことによって生じる共済費の減額を反映したものです。

次に、負担金です。768万3,000円の減額としております。主にフルタイム会計年度任用職員の未採用月数分と育児休業に係る退職手当負担金の減額によるものでございます。

全体として8,695万9,000円の減額をお願いするものでございます。

説明は以上です。

○分科会長（清水 寛） 畑中課長。

○防災課長（畑中 聖史） それでは、議案書の305ページをご覧ください。上の段ですけれども、その3つ目の枠、消火栓管理費でございます。

上段、下段2つある段の上段の3つ目の枠になります。消火栓管理費でございます。消火栓の新設改良工事費負担金としまして800万円計上いたしております。これは、水道課の給配水管布設替工事の追加によるもので、消火栓6基分と防火水槽の補

水管1個分を増額するものでございます。また、その下の消火用水7万1,000円は、消火活動や訓練で使用した水量について精算をするものでございます。

次に、その1つ下の枠、防災行政無線管理費の修繕料11万5,000円は、但東庁舎内の防災行政無線の通信ケーブル、これを取り替えるものでございます。光熱費は、先ほど財政課長が申し上げたとおりです。

防災課からの説明は以上でございます。

○分科会長（清水 寛） 太田垣課長。

○総務課長（太田垣健二） 279ページをご覧ください。右側の上から1つ目の欄の下から3段目の一般管理費でございます。補正内容につきましては、一般管理費の消耗品費、これは用紙代でございますけれども、これを100万円、それから通信運搬費、これは郵便代なんですけれども、これを150万円、それぞれ今後の執行見込額を踏まえまして減額するものでございます。

続きまして、歳入でございます。275ページをご覧ください。右側の説明欄の上から5段目の雑入の他会計負担分消耗品費等でございます。これは先ほど歳出の説明の際に申し上げましたけれども、一般管理費の消耗品費及び通信運搬費の減額に伴いまして、それらに見合った他団体等に負担を求める消耗品等に係る実費分の100万円を減額するものでございます。

続きまして、債務負担行為でございます。257ページをご覧ください。よろしいでしょうか。第2表の債務負担行為補正の上から7段目の電話設備等移設業務でございます。これは、2023年度の組織改編に向けまして、本庁舎等の電話設備、これはIP電話でございますけれども、の設定変更でありますとか配線作業等に必要な経費として債務負担限度額335万3,000円を令和5年度分として計上しております。

総務課からは以上でございます。

○分科会長（清水 寛） 若森課長。

○DX・行財政改革推進課長（若森 洋崇） 歳出、

債務負担行為、歳入の順に説明します。

279ページをご覧ください。下から5行目、DX推進事業費81万4,000円です。この事業は、DXを進める人材育成のために職員のDXに関するスキルや適性等を外部委託により調査するものです。この調査により、組織全体の状況を踏まえた上で効果的な研修プログラム等を実施するとともに、スキルや適性が高い職員を各職場のDXリーダーなどに選任し、各職場で習う、慣れるを通じた人材育成を行いたいと考えております。

次に、285ページをご覧ください。よろしいですか。一番上の表の3つ目の事業、個人番号カード交付事業費251万1,000円です。この事業は、マイナンバーカード交付申請の受付を市内の郵便局に委託するものです。受付は簡易郵便局を除く26の郵便局で行っていただけます。豊岡市のマイナンバーカードの交付率ですが、11月末で54.3%となりまして全国平均の53.9%を上回りましたが、さらに多くの皆様取得していただきたいと考えております。なお、郵便局側から受託する場合は、受付に必要な書類であったりカメラなどは豊岡市側で準備してほしいと言われておりますので、委託料に加え、消耗品と備品購入費を計上しております。

次に、257ページをご覧ください。よろしいですか。債務負担行為補正の下から8行目、マイナンバーカード申請受付業務です。先ほど説明した事業を令和5年度に継続して行いたいと考えております。

次に、269ページをご覧ください。よろしいですか。上から3つ目の表の一番上、マイナンバーカード交付事務費の国庫補助金です。この263万9,000円のうち251万1,000円は、先ほど説明した事業の財源です。補助率は10分の10、つまり全額国の補助金で賄われます。

念のために、この事業の担当課に関する説明です。マイナンバーカードの申請に関する事務は市民課の所掌ですけれども、市民課は現在、たくさんの方がマイナンバーカードの受け取りに来られていて

大忙しです。そこで、市民課と協議の上、関係課である当課において提案説明等を行っております。

なお、現在、マイナンバーカードの申請の受付を各地域コミュニティで実施できないか、各コミュニティに打診しております。受託を希望されるコミュニティがあれば、協議の上、予備費を活用して委託したいと考えております。

説明は以上です。

○分科会長（清水 寛） 次に、中奥課長。

○情報推進課長（中奥 実） そうしましたら、歳出の分で279ページをご覧ください。下から8行目、行政情報化推進事業費です。業務委託料ですが、組織改編に伴うネットワークの変更業務として110万円を計上いたしております。

続きまして、257ページをご覧ください。債務負担行為の補正になります。上から10行目、庁内パソコン更新として令和5年度から令和10年度まで、事務用パソコンのリースを行うということで補正を行っております。その下の行の無停電電源装置更新につきましては、本庁サーバー室にあります無停電電源装置を更新するものです。令和5年に予定しております。その下です。文字同定業務につきましては、現在住基システムで使用している文字と今後移行を予定している標準準拠システムで使用される文字との同定業務を行うもので、令和5年度に実施したいと考えております。

説明は以上です。

○分科会長（清水 寛） 次に、若森課長。

○コミュニティ振興課長（若森和歌子） 資料は280ページと281ページになります。ページの中ほど、地域コミュニティ推進費になります。280ページです。補正額は合計で182万円の増額となっております。内訳になります。内訳は281ページです。下から2つ目の枠になります。コミュニティ推進事業費の補助金と交付金の執行見込みによる減額になります。補助金です。補助金は、各行政区対象とした自治会活動保険の補助金になります。減額理由としましては、実際に契約した差額によるもので、その相当分である48万9,000円を減額

しています。次に交付金になります。2つの交付金があります。地域コミュニティ活性化交付金は、希望するコミュニティが何か特別に行いたいという事業に対して応募していただく交付金になりまして、今後の執行見込みを考慮し、169万9,000円を減額するものです。なお、この歳出予算の減額は、一部に過疎債を財源としているため、該当する分20万円を減額をしております。次に、コミュニティづくり交付金です。これは、全てのコミュニティに対して活動運営の費用として交付していますが、2021年度においてコロナなどの影響により事業が実施できず、余剰金となった金額となっております。その金額を2022年度において差し引きして交付しましたので、285万9,000円を減額するものです。以上です。

○分科会長（清水 寛） 次に、宮崎課長。

○税務課長（宮崎 雅巳） 税務課は歳入補正でございます。266ページと267ページをお開きください。市税の補正でございます。まず、市民税について、個人市民税の現年課税分を1億円増額いたします。当初予算では、コロナ影響により大幅な減額はないものと見込みましたが、補正予算編成時の9月末の調定額を見ますと当初予算を既に超えております。今後大幅な減額要因はないものと判断し、決算見込額にて増額補正を行います。

次に、固定資産税について、固定資産税現年課税分を2,800万円、国有財産等所在市町村交付金を298万9,000円、合わせて3,098万9,000円増額いたします。現年課税分の増額の主な要因は、償却資産の増によるものでございます。国有財産等所在市町村交付金は、国からの通知のあった確定額にて補正をいたしております。

次に、軽自動車税については、環境性能割現年課税分を1,000万円増額いたします。環境性能割は自動車取得税が廃止され導入された税で、軽自動車の取得時にかかる税ですが、コロナ禍の半導体不足等で新車の登録数が抑えられる懸念があったため、当初では少なめに予算化いたしておりましたが、8月末の対象台数を見ますと堅調であり、決算見込

額により増額いたします。

次に、市たばこ税については、2,000万円増額いたします。昨年度に増税がありましたが、今年の8月時点での販売本数は微減に収まっておりません。増税効果により税額は増加している状況にあり、現時点での決算見込額により増額するものです。

あわせて市税で1億6,098万9,000円の増額補正となります。

説明は以上です。

○分科会長（清水 寛） 次が山根参事。

○竹野振興局地域振興課参事（山根 哲也） 281ページをお開きください。281ページ、一番上の枠、竹野地域振興課の庁舎管理費の手数料を33万円減額しております。これは、現在工事中の竹野庁舎のキャノピー補修工事に係る建築確認申請手数料として予算計上しておりましたが、設計の結果、建築確認が必要ない工事となったため、減額するものでございます。工事につきましては今週中には終え、この間、来庁者にはご不便をおかけしておりましたが、今週末には通常どおり正面玄関から来庁いただける見込みでございます。

説明は以上です。

○分科会長（清水 寛） 次、池内課長。

○日高振興局地域振興課長（池内 章彦） 281ページをお願いします。上から2枠目、日高庁舎の庁舎管理費です。庁用備品629万6,000円の増額ですが、各振興局の中で旧JIS規格の事務机等を使用しているのが日高振興局のみであることから、職員の執務環境の改善を行うとともに、カウンターの一部や来客用の椅子も変更するなど、来客環境を整備するものです。

275ページをお願いします。歳入です。上から9行目、光熱水費等使用者負担金、日高庁舎50万6,000円の増額は、庁舎の光熱水費の増額に伴う庁舎に入居しています豊岡市商工会が負担する光熱水費の増額見込み分を計上しております。

説明は以上です。

○分科会長（清水 寛） 続いて、午菴課長。

○出石振興局地域振興課長（午菴 晴喜） それでは、

283ページをご覧ください。上段、出石永楽館歌舞伎開催事業費8,424万3,000円の減額についてご説明いたします。新型コロナウイルス感染症拡大防止を理由に既に今年度の公演中止を決定し、発表しておりますが、その後も代替事業等について協議、検討を進めてまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の終息が見込めず、開催が困難な状況であるため、公演中止連絡及び次年度公演の打合せ経費等を残し、不用となる事業費分について今回減額するものです。

続いて、歳入でございます。275ページをご覧ください。雑入の欄になりますけど、上から2段目になります。全て減額となりますが、まず1行目、広告料、パンフレットの分になります。60万円、その下、頒布代、書籍等、これはパンフレットの販売のほうになります。162万5,000円、さらに13行下、事業協賛金、歌舞伎開催事業20万円、さらにその下、事業助成金のうち、永楽館自主事業助成金300万円、最後にその下、市民会館等入場料、永楽館分です。5,136万円分が歌舞伎開催中止に伴う減額事業費として計上しております。

続きまして、債務負担行為になりますので、258ページをご覧ください。下から10行目、出石永楽館指定管理料、その下、出石明治館指定管理料、それぞれ先ほどご説明いたしました条例に伴うもので、5年間の期間工事に伴う指定管理料となります。

説明は以上です。

○分科会長（清水 寛） 道下課長。

○但東振興局地域振興課長（道下 一） 歳出のほうからご説明を申し上げます。281ページ、よろしく申し上げます。上から4枠目、説明欄ですけれども、但東庁舎も電力費を増額補正いただいております。168万8,000円の増額を願っております。

続いて、歳入ですけれども、275ページのほうをお願いします。但東庁舎におきましても、入居いただいております一般法人、団体の方に使用者負担を願っております。農業法人有限会社あした、

但東シルクロード観光協会、豊岡市商工会但東支部、3者にそれぞれ合わせて16万円の追加負担をお願いしたいということで、使用料収入ということで上げさせていただいております。

よろしく申し上げます。以上です。

○分科会長(清水 寛) 続いて、中川局長。

○選管監査事務局長(中川 光典) それでは、285ページをご覧ください。中段の枠にあります選挙関連費用です。この2段目の県議会議員選挙費の説明欄の最下段、消耗品費583万2,000円を計上しております。令和5年4月9日に兵庫県議会議員選挙が執行される予定です。その準備としてポスター掲示場を市内505か所設置しますが、昨今の輸送費の高騰、ウッドショックによる木材の高騰により、このポスター掲示場設置に係る費用が予算作成時の見積額よりも大幅に高騰をしているため、必要額を増額するものです。なお、今回の増額分の予算は、全額県からの委託金により賄われる予定です。説明は以上です。

○分科会長(清水 寛) 説明は終わりました。

質疑ありませんか。

木谷委員。

○委員(木谷 敏勝) 何ページか忘れたんだけど、DXで人材育成のことをしていると、どんな教育しとんなる。どこかに行くとかなんとかですか。

○分科会長(清水 寛) 若森課長。

○DX・行財政改革推進課長(若森 洋崇) まず、今は管理職、部課長向けの研修を中心に行っているところです。具体的には、講師にお越しいただいて話を聞いてというふうなことが中心でございます。加えまして、研修については9月補正で予算化したので、その研修の実施について、一般職員向けの研修の実施について今協議をしているところでございます。

○分科会長(清水 寛) 木谷委員。

○委員(木谷 敏勝) 今まだアナログのほうだから、部課長が研修したりそんなんでもデジタル化の理解がぐっと深められて、こういうタブレットから何からすっすできるのか。

○分科会長(清水 寛) 若森課長。

○DX・行財政改革推進課長(若森 洋崇) まさにその部課長がまず理解して、うちの部、うちの課でどんどん進めていこうよというふうに上から声をかけないとなかなか進んでいかない。つまり部下のやる気を阻害、邪魔してしまったりしたら大変なことなので、まず部課長のマインドとか、よそではこんなふうにやってるよとか、うちもこんなふうにやっつていこうよというところの認識の統一が必要ではないかというふうに思っているところです。

○分科会長(清水 寛) 木谷委員。

○委員(木谷 敏勝) だから、研修というのは内容をしっかりすると、さっきのあった退職のあれじゃないけど、気持ちの切替えいうんかね、職員の、そこはどこがやるんだと思う。いわゆる機械的にね、こうこう、こうこうということとは別にね、本当にデジタル化していったって何とかするという気持ちにならん、とてもじゃないけどそんな80万か何かの人材育成の講師呼んでこうなりましたよでいけるのかなという、ちょっとした不安があるんだけどね。

○分科会長(清水 寛) 若森課長。

○DX・行財政改革推進課長(若森 洋崇) 今、木谷委員おっしゃった不安は、こちらにもございます。なので、この今回の補正予算で市の正規職員全体のDXの適性が今どういう状況にあるのかとか、どれぐらいみんなスキルとか知識とかがあるのかというのをちゃんと分析をして、打つべき手を打つていこうという調査を今回改めて行うものでございます。

この4月以降、何度か事前の勉強会であったり研修をしてるんですけども、食いつきがいい職員と何かぼかんとしてる職員というのが正直二分化してる状態で、ちょっとそこをやっぱりちゃんと調べて打つ手を打たないと、今、木谷委員おっしゃったように、何かなかなか組織全体としては上向いて、右上向いていかないのかなというふうに思っておりますので、こういうのをちゃんと一回やっておくべきかなというふうに考えております。以上です。

○分科会長(清水 寛) 木谷委員。

○委員（木谷 敏勝） 議員のほうは組織じゃないんで、怒られるだけでね、何しとるんだと言われるだけであれなんだけど、やっぱり市役所の組織としてはそれでいくとなると、今の看板でしょう、DXというのが。全体でもっと盛り上げる意識を高めてほしいというのが言っときます。

それと、びっくりしたのは、関連してマイナンバーカードの普及率が54%、物すごい低いじゃないですか、全国平均より何とかより。何かね、豊岡市政がそっちの方向に行くと言いながら、郵便局に場所を増やします、地域コミュニティ、そんな場所の問題、それも一つのあれかもしれんけど、さっき言った何かちぐはぐな、何か組織にやっとなるような気がするんだけど、このマイナンバーカードでも、本当に普及させたいという気があるのかなという気になるんだけど、どうですか。

○分科会長（清水 寛） 若森課長。

○DX・行財政改革推進課長（若森 洋崇） まず、マイナンバーカードの交付率の件です。今、交付率というのは、要は実際に取りに来られてお渡しした率ですね。これが今、豊岡で54.3%、全国が53.9%なので、全国平均より高いと。一方で、実は申請率という数字があります、申込みをされた。実は速報値なんですけども、今、豊岡の申請率、12月11日の速報値なんですけども、68.81%、つまりもう3分の2を超えているところでございます。という状況なので、申し込んだら普通は取りに来られますので、これで恐らく今年度中に70%ぐらいまでは行くのかなというふうに思っていて、要は7割普及すれば、市民の方、マイナンバーを利用される方の多くはそういったデジタルのサービスが受けれるというふうになると思っております。

今、木谷委員おっしゃったように、まだ、いろいろ手を打っているさなかでございまして、ちぐはぐといたしますか、全体的に進んでない感というのは私たちも認識してるところでございまして、こういうのをどんどんどん、例えば11月から放課後児童クラブのオンライン申請を始めたりました。そういった手を少しずつ打って行って、実際に使え

る手続を増やしていきつつ、これもしかしたら便利かも分かれへんとか紙で行くよりスマホで申請しようみたいな、実際の市民の方々の具体的な動きを増やしていくことが取りあえず何か早道なのかなと。何か概念的に大きなことを言うよりも一個ずつできることを増やしていきたいというふうにご考えておるところでございます。以上です。

○分科会長（清水 寛） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 今のマイナンバーカードの関係でね、申請率が68%、随分進んだなと思うんですが、ただ、先ほどから郵便局、あるいはコミュニティで申請をね、と言われたんだけど、実際に民間の会社であちらでもこちらでも受け付けますよって、申請のね。僕もこの前、スマホの会社ね、エーユーの、窓口で申請をできますよと言われて、我々聞いとんのは郵便局であったり、今改めてコミュニティと、こう言われたんだけど、郵便局とスマホのエーユーだとかドコモもそうらしいし、コープもかな、至るところにあるんですが、それと市との関係はどうなんですか。

○分科会長（清水 寛） 若森課長。

○DX・行財政改革推進課長（若森 洋崇） 携帯電話の会社が今、村岡委員おっしゃったようにどんどんマイナンバーカードの受付をしております。我々のところでもその情報を収集して、例えば11月の25日の市の広報に、いついつアイティで、コープでこの携帯会社がやってますよというふうなことを市民の皆さんに情報提供をしていっているところでございます。なので、お金のやり取り、市と携帯ショップとのお金のやり取りはありませんけれども、携帯ショップがやってることを市民の皆さんにお伝えすることによってより申請等しやすくする。別に市が申請を受け付ける必要はございませんので、そういった機会があることをちゃんと皆さんに知っていただく、こんなことを今進めてるところでございます。以上です。

○分科会長（清水 寛） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 申請率を上げる、多くの市民に申請をしてもらうという意味では分からんわけ

じゃないんですが、マイナンバーカードそれ自体が私は危惧もするんですが、情報の漏れるというね。民間のどこでもかしくでも申請を受け付けますよ、それも個人情報保護の関係で全く問題はないんですか。

○分科会長（清水 寛） 若森課長。

○DX・行財政改革推進課長（若森 洋崇） 携帯ショップ、恐らく総務省かどこかと委託契約をしていると思います。そこにおいて個人情報保護の取決めは明確に行っておりますし、ふだんでも携帯ショップで個人情報を扱っておりますので、その辺りはとても厳重にされてるところだろうというふうに思っております。以上です。

○分科会長（清水 寛） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） DXの関係でマイナンバーカードが大事な媒体というのかな、DX進めていく上での、であることには間違いないと思うんですが、いろんな危惧もあります。ですから、進め進めばっかしではいかんかと、それだけではいかんと違うのかなということをお考えしております。

それから、別の問題でもいいですか。

○分科会長（清水 寛） はい。

○委員（村岡 峰男） 先ほど一覧表が出されて、会計年度任用職員の一覧表がありましたね、減額の一覧表が。あの中で、確認なんですけども、給与と報酬とかあるでしょうが、給与がフルタイム、報酬がもっと短い人でしたかね、それ確認だけ。

○分科会長（清水 寛） 小川課長。

○人事課長（小川 琢郎） 給料で出ておりますのがフルタイム、先ほど言われたとおりです。報酬はパートタイムです。

○分科会長（清水 寛） よろしいですか。

ほかございませんか。

義本委員。

○委員（義本みどり） 木谷委員、村岡委員の関連なんですけど、マイナンバーの申請率のところは68.1%で、これできてないのは年齢層が高い方であるとか、どういう人ができてないとかいう分析のほうは何かございますか。

○分科会長（清水 寛） 若森課長。

○DX・行財政改革推進課長（若森 洋崇） やはり年齢層の高い方々の申請率は、いわゆる現役世代という方よりは低い傾向にございます。

○分科会長（清水 寛） 義本委員。

○委員（義本みどり） 地域の中で高齢者の方がやっぱりマイナンバーの申請に行こうと思ったら、腰が痛いから長時間座ってられないけど何かいい方法はないだろうかって、5人ぐらいの方から、国が健康保険証、紙なくすって言ったあのときですね、結構地域の方が言われたので、コミュニティとか地域の郵便局でできるというのは地域の高齢者の方にとってはありがたいと思うんですが、そこでより高齢者の方に分かりやすく申請、何か高齢者の方へみたいな、何かでそういう案内、何か高齢者バージョンがあると、高齢者の申請できてない層にピンポイントの何かができる申請率上がるのかなと思ったりもしましたのが1点と、それと児童クラブ、私も申請、途中まではしても大丈夫と言われたんで画面見てみたんですけども、便利だと思います。ただ、今回残念だったのが、DXさんのところではそれはつくるだけで、お知らせをするのは担当課ということだったんですが、継続で申込みをされてる方が知らなかったという声結構聞いたので、今後は何かそこら辺がうまく連携して皆さんに情報が行き渡ればいいなと思いますので、よろしくお願いたします。

○分科会長（清水 寛） よろしいですか。

○委員（義本みどり） いいです、はい。

○分科会長（清水 寛） ほかございませんか。よろしいですか。

そしたら、私のほうからちょっと1点だけ。電気料金の関係で、非常に今値上がりをしてるということがあるんですけども、豊岡市が今現在契約している電気料金の事業者というのは幾つあるんだろうかという点と、それから上昇に対する措置として、非常に今回補正予算組まれてるんですけど、今後また何か考えられることというのがあるのか、その2点についてお尋ねするんですけども。

長谷川課長。

○財政課長（長谷川幹人） まず、契約につきましては、関西電力の1社と契約をしております。

それと、今後の措置について、ちょっとまだ流動的でよく我々も分かりません。国の一部電気料金の措置がありますので、その状況を見ながら公共施設の電気料金の値上げ等については対応していきたいと思っております。以上です。

○分科会長（清水 寛） 分かりました。ありがとうございます。

ほか。よろしいですか。いいですか、大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（清水 寛） それでは、質疑を打ち切ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（清水 寛） 討論打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（清水 寛） 異議なしと認めます。よって、第131号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

そしたら、ここで暫時休憩します。再開は10時55分。

午前10時47分 分科会休憩

午前10時53分 分科会再開

○分科会長（清水 寛） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、第142号議案、令和4年度豊岡市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

第142号議案中、当分科会に審査を分担されましたのは、所管事項に係る歳入歳出予算補正についてであります。

当局の説明は、まず財政課から概要説明を、次に人事課から全体の人件費について説明をお願いいたします。

それでは、順次説明願います。

長谷川課長。

○財政課長（長谷川幹人） 追加議案書の51ページをご覧ください。第142号議案、令和4年度一般会計補正予算（第9号）でございます。

第1条で、歳入歳出それぞれ3億7,271万4,000円を追加しまして、総額521億1,320万9,000円とするものでございます。

補正予算の概要ですが、去る12月2日、国の物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策が成立しまして、補正予算が可決をされております。この経済対策に対応するため、妊娠に5万円、出産に5万円、計10万円を支給する出産・子育て応援事業や農道橋の耐震化などを行います。また、あわせて普通交付税も増額されましたので、市独自の経済対策事業として中小企業者省エネ設備等導入支援などを行います。さらには、人事院勧告に基づく人件費を計上しております。財政課が所管する歳出はありません。

財源としまして、52ページをご覧ください。国県支出金、市債のほか、一般財源には、増額となりますが普通交付税2億3,547万9,000円を計上しております。

説明は以上です。

○分科会長（清水 寛） 小川課長。

○人事課長（小川 琢郎） それでは、人件費につきまして、お配りしております資料、令和4年度人件費12月補正予算（給与改定分）の主な理由（一般会計）、これによりまして説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、人事院勧告に準じて職員等の給料月額、期末勤勉手当の支給割合の改定をすることに伴うものでございます。

一般会計で合計3,789万4,000円の増額としております。内訳として、まず給料月額の引上げです。若年層の引上げの改定ということで、728万7,000円増額をしております。次に、手当でございます。2,489万3,000円の増額としております。給料月額の改定に伴って時間外勤務

手当が35万1,000円、休日勤務手当が15万5,000円、夜間勤務手当が4万1,000円それぞれ増額しております。また、期末勤勉手当の支給率引上げによって、期末手当、これは市長等特別職の分と一般職員の若年層月例給引上げに伴う分で171万円増額をしております。それから勤勉手当、これは一般職員の勤勉手当の引上げに伴う分で2,162万9,000円です。議員の皆さんの期末手当で100万7,000円それぞれ増額としております。次に共済費でございます。給料、手当の改定によって、その影響を受けて市町村共済、学校共済、非常勤公務災害保険料、これらの増額分が453万2,000円でございます。それから負担金でございますけども、これも給料、手当の増額の影響を受けて、退職手当組合負担金、互助会負担金が合計で118万2,000円増額しております。全体で、先ほど申しました3,789万4,000円の増額ということで計上いたしております。

よろしく願いいたします。

○分科会長（清水 寛） 説明は終わりました。

質疑ありませんか。よろしいですか。質疑はいいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（清水 寛） 質疑を打ち切ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（清水 寛） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（清水 寛） 異議なしと認めます。よって、第142号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、第97号議案及び第120号議案を除いて、本日の審査は終了しました。

ここで委員の皆さん、当局の皆さんから何かございましたら、ご発言をお願いします。

特にないですか。委員の皆さん、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（清水 寛） それでは、当局の皆さんは、塚本政策調整部長、井上政策調整課長、谷口デジタルトランスフォーメーション推進部長、若森DX・行財政改革推進課長を除いてご退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

午前11時00分 分科会休憩

午前11時00分 委員会再開

○委員長（清水 寛） では、委員会を再開いたします。

これより、議事順序を変更し、4、報告事項、1、第5次行財政改革大綱策定についてに入ります。

それでは、説明をお願いいたします。

若森課長。

○DX・行財政改革推進課長（若森 洋崇） お忙しいところ、お時間いただきありがとうございます。

先日お配りをした資料をご覧くださいませ。よろしいですか。第5次豊岡市行財政改革大綱の策定について、ご報告、ご説明を申し上げます。

2ページをご覧ください。右下のページ番号で行きます。まず、これまでの行革大綱について、簡単にご説明いたします。

第1次、第2次行革大綱ですが、こちらでは職員定数削減、それから補助金の削減、事業の削減、そういったことを中心に行ってきました。第3次行政改革では成果重視への転換となり、目指す姿を明確にして、戦略的に物事を進めるというのをやってきました。それから、第4次行財政改革ですけれども、ここは財政の危機を乗り越えるということから市民との共創、歳入確保、歳出の効果的・効率的な実行、職員の意識・行動改革を柱として取り組んでおります。この第4次が2023年度で期間が終わりますので、2024年度から始まる第5次の大綱を策定しようとするものです。

3ページをご覧ください。第5次大綱で想定される論点、スケジュールでございます。まず、主な論点でございますが、市長が申しております部長による自律的なマネジメント、それから職員がいろんな

行政課題を自分事化すること、そして業務の見直しによる生産性の向上、それから人的資源の縮小、働き方改革、そして現在もやっております歳出減、歳入増、市民との共創、こういったことが論点かなというふうに思っているところでございます。

スケジュールにつきましては、今年度中に動き出し、来年夏ぐらいに大綱として取りまとめて委員会から答申をいただき、それを踏まえて2024年度計画に大綱を反映させていきたい、2024年度の様々な事業に反映させていきたいと思っているところでございます。

続きまして、4ページをご覧ください。委員会の役割と委員構成のご説明をいたします。先ほど少し申しましたが、左側、1次、2次の行革では補助金とか事業の削減が主でした。なので、多様な地域、それから年齢、性別の市民による議論が必要でした。そういった観点から、市民の方中心で議論をしていたところなんです。一方で、この5次の行革、先ほど申しましたように、主に公共経営であったり組織運営の手法の検討が中心になるかと思っております。なので、ここは専門的で踏み込んだ議論が必要かと思っております。という観点から、専門的で踏み込んだ議論をするために、各分野の有識者、もちろん市民の方も含まれますけれども、5名から6名程度で委員会を構成して、突っ込んだ議論をやりたいというふうに考えております。

続きまして、5ページをご覧ください。事例でございます。長野県の行政機構の審議会でございますが、見直し前、先ほどの現在の豊岡市の委員会のような構成でしたんですけども、なかなか議論が活発ではなかったと。今回見直しをされて、有識者による5人の委員会を設置したところ、かなり踏み込んで活発な議論、例えば有識者の皆さんが事前に資料を用意して、それぞれが委員会でその資料の説明をされる。僕はこういうふうと思うとかこういうファクトがあるというような説明される。さらに、委員会の中で有識者同士が、いや、あなたはそうおっしゃってるけど、私は実は全く真逆のことを思っているみたいなかなか突っ込んだ議論がなされてる

というふうにお聞きしております。その下、参考というところに会議録のリンクが貼っておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、6ページでございます。大綱の構成です。まだ実際に委員の皆さんとお話をしたわけでもございませんで想定でございますけれども、何を指して、どんなことに重点的に取り組んでいく、どういうアウトプットなりアウトカムなりを目指すのか。それから、自律的なマネジメント、部長による自律的な組織運営を可能にする。それから、昨今コロナのこともございまして、社会情勢が急速に変化しております。そんなことにも対応できる構成にしていきたいと思っております。赤字で書いておりまして、大枠については有識者の皆さんで議論をしていって、詳細については職員が検討し、アジャイル、つまり臨機応変に状況に応じて行動を変えていく、やって行動を変えていく、それに応じた行動をしていく、そういうふうなことを考えていきたいというふうに思っております。これにつきましても参考事例貼っております、リンクが飛ぶようになっておりますので、後ほどご覧いただければというふうに思っております。

簡単ですけども、説明は以上でございます。

○委員長（清水 寛） 説明は終わりましたので、何か質疑はございませんか。

木谷委員。

○委員（木谷 敏勝） これからは本当に突っ込んだ議論してもらわなアカンし、例えば人口は必ず横ばいというのがええぐらいで減っていく。それから、自治会、区やあんなも合併、それから学校、幼稚園、全ての社会変化がぐうっとくる中で、今までどおりの通り一辺倒のね、こうしたらよろしいというみたいなことがまた出てこないように。本当にはっきり言って、個人的な感想だけど、集約していかんできない、自治体が維持していけないんで、遠くの方はこっち来てくれみたいなどこまで言えるようなことまでやっていかん、それこそ水道料金から何かから言い出したならあれになるんで、そういうことも含めてね、豊岡市のあるべき姿が集約に持っていく

んだという、個人的な感想ですよ、今のを何とか残しながらなんて、もうそんなこと言ってられへんでね、公共交通から何から全てにおいて。そういうことを本当に突っ込んだあれが出てこんな、何だ通り一辺倒でやりましたじゃあやっけていけへんように思うんで、ここら辺をしっかりと取り組んでほしいと思います。

○委員長（清水 寛） 若森課長。

○D・X・行財政改革推進課長（若森 洋崇） 今、木谷委員おっしゃったとおりだと思います。行革の大綱でございますので、先ほど面的な集約のお話をされましたけど、面的な集約が必要だ云々というのはちょっと行革で書くことではないのかなと思いますが、ただ、今おっしゃった人口減なり様々なことを集約していくこと、それに対応するような組織運営であったり行政経営を、そっちをちゃんと見据えてやっていくというふうな行革大綱をつくる必要はあるのではないかとこのように思っております。

ここは本当に、先ほども申し上げましたように、ちゃんと有識者の方たくさんお越しいたきますので、そこでしっかり議論をしていただきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○委員長（清水 寛） ほか。

木谷委員。

○委員（木谷 敏勝） 有識者の人も豊岡市の事情をちゃんと説明してね、有識者の人って学術的なことしか言いならへんやない。どうも有識者の人というのは信用できんのだけども、その地に合った考え方をしてくれらへんでね、さっき言った、これはこういうことすみたいなの、そんなんでどこの教授だからって、僕らはそれで賢い人がそう言っとなるでなんて、もうだまされへんぞみたいなのがあるんで、ちょっとそこら辺はしっかりと取り組んでほしいですね。

○委員長（清水 寛） 若森課長。

○D・X・行財政改革推進課長（若森 洋崇） 木谷委員おっしゃったこと、まさにそのとおりだと思いますので、有識者の選任といいますか、に当たってはその辺りを十分考慮したいと思います。

一方で、豊岡市の課題というのは全国の地方の同規模の自治体の共通の課題でもございますので、ほかの自治体の行革等に関わっておられるような方であればそういった人口減の自治体に合った課題感というのを持ちながら議論していただけるのかなというふうにも思っているところでございます。以上です。

○委員長（清水 寛） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） ところで、有識者というのはどういう人なんです。

○委員長（清水 寛） 若森課長。

○D・X・行財政改革推進課長（若森 洋崇） 例えば公共経営分野の大学の教授でありますとか組織運営をコンサルタントをしてるような方、そういった方々を今想定しているところでございます。

○委員長（清水 寛） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） ここには長野県の県の審査のね、があるんだけど、そうすると、全国的にそんな全く逆に行くような行政というのは恐らくないと思うんですが、大体同じような流れがどこでも出てくると思うんですが、今言われた有識者というのも、もてもてですな。全国からもう引っ張りだこという中で、いろんな人があるんでね、幅広くいい人を選ばないととんでもないような議論がされないよというのを思ったりしますが、大丈夫ですか、いい人が選べそうですか。

○委員長（清水 寛） 若森課長。

○D・X・行財政改革推進課長（若森 洋崇） 引っ張りだこ、もちろん引っ張りだこなんですけども、豊岡市と何らかの関わりがある方を中心に選んでいこうと思っておりますので、今、村岡委員おっしゃったいい人というのが、明確に絶対いい人を選べますというふうには、いい人の定義がいろいろありますので申しませんけれども、ただ、今し方申し上げたようなことがきちっと議論できるような委員さんは選任したいと思っておりますし、何とかなるのではないかとこのように考えておるところでございます。以上です。

○委員長（清水 寛） じゃあ、ほかございません

か。よろしいですか。

それでは、質疑を打ち切ります。

ここで谷口デジタルトランスフォーメーション推進部長、若森DX・行財政改革推進課長は退席いただいて結構です。ご苦労さまでした。ありがとうございました。

ここで委員会を暫時休憩します。再開は11時20分。

午前11時13分 委員会休憩

午前11時20分 委員会再開

○委員長（清水 寛） それでは、委員会を再開いたします。

まず、当局から説明員として土生田副市長、説明補助員として真狩政策調整課長補佐を出席させたいたいの申出があり、これを許可しておりますので、ご了承願います。

次に、報道機関より傍聴・録音の申出があり、これを許可しております。

また、福田議長、また熊毛局長から傍聴の申出がありまして、それも許可しておりますので、ご了承願います。

それでは、次に第97号議案、但馬広域行政事務組合規約の変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

井上課長。

○政策調整課長（井上 靖彦） 21ページをご覧ください。第97号議案、但馬広域行政事務組合規約の変更についてご説明いたします。

まず、簡単に但馬広域行政事務組合の内容について説明をさせていただきます。

但馬広域行政事務組合は、但馬広域市町村圏の実施主体となる一部事務組合として1995年11月に設立されて、現在は但馬3市2町で構成されています。但馬ふるさと市町村圏計画の事業推進、市町合同職員研修、あしたのふるさと・但馬づくり、但馬公平委員会、但馬行政不服審査会の運営を共同処理しています。

事務所については、組合設立からの約21年間は、

旧職業訓練校施設で行っておりました。2016年8月からは、この市役所本庁舎4階の一部で業務を行っている状況です。

それでは、議案の内容をご説明させていただきます。

本案は、但馬広域行政事務組合の事務所の位置を変更するための規約変更について、地方自治法の規定により、但馬3市2町の構成市町それぞれで同文議決を行うものです。

一部事務組合の規約変更につきましては、地方自治法の規定により、事務所の位置を変更しようとするときは、構成団体の協議によりこれを定め、都道府県知事に届け出なければならないとされています。また、同法により、その協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければいけないと規定されていることから、議会の議決をいただくとするものです。

24ページの規約案要綱と次ページの新旧対照表をご覧ください。25ページの新旧対照表ですけれども、事務所の位置を現在の位置から豊岡市城南町23番6号に変更するものです。移転の理由につきましては、本市の組織改編に伴い、本庁舎の事務スペースを確保する必要が生じたため、具体的には豊岡健康福祉センター3階のこども支援センター跡の一部にこの事務所を移転するものでございます。

なお、附則で、この規約の施行の日を令和5年4月1日からとしています。

説明は以上です。

○委員長（清水 寛） 説明は終わりました。

質疑はございませんか。

木谷委員。

○委員（木谷 敏勝） 3階、エレベーター使えるん、あそこ。

○委員長（清水 寛） 井上課長。

○政策調整課長（井上 靖彦） 使えると思います。

○委員長（清水 寛） ほか、ございませんか。よろしいですか。

それじゃあ、質疑を打ち切ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 討論打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 異議なしと認めます。よって、第97号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第120号議案、豊岡市事務分掌条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

井上課長。

○政策調整課長（井上 靖彦） 119ページをご覧ください。第120号議案、豊岡市事務分掌条例等の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

この条例案は、本市の組織、機構についての見直しに伴い、事務分掌条例を含む3つの条例について所要の改正を行うものです。

126ページをお願いいたします。条例案要綱についてご説明いたします。

1の改正の内容のうち、(1)は豊岡市事務分掌条例についてで、市長の権限に属する事務を分掌する部、部の事務について定めております。これについては後ほど資料で説明をさせていただきます。

後段になります(2)については、豊岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例についてです。これは、図書館及び青少年センターの設置、管理及び廃止に関する事務を市長から教育委員会の職務権限にすることを定めています。地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、教育委員会の職務権限が定められています。このうち図書館、博物館、その他の社会教育に関する教育機関の設置、管理に関する事、スポーツに関する事、文化、文化財に関する事については、同法の特例で条例により地方公共団体の長が管理、執行することができるとなっています。本市では、豊岡市教育に関

する事務の職務権限の特例に関する条例を定め、現在、図書館、歴史博物館、青少年センターの設置、管理に関する事、スポーツに関する事、文化及び文化財の保護に関する事を市長権限としていますが、組織改編により、社会教育分野を本来の所管である教育委員会で行うに当たり、図書館と青少年センターを教育委員会の職務権限とするものです。

(3)、その下になりますが、豊岡市立生涯学習サロンの設置及び管理に関する条例についてです。生涯学習サロンの設置及び管理に関する事務を市長から教育委員会の職務権限にすることを定めています。生涯学習サロンの設置目的が生涯学習の推進と振興であることから、教育委員会の所管とするものです。

次に、2の附則をご覧ください。2の附則の(1)で、この条例の施行期日を令和5年4月1日とすることを定めています。(2)、(3)は条例改正に関し必要な経過措置を定めるものですが、(2)は、豊岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の改正に関して、この条例の施行の前日に、市長の職務権限によりなされた処分、手続その他の行為のうち、この条例の規定により豊岡市教育委員会が管理し、及び執行することとした事務に係るものについては、豊岡市教育委員会になされた処分、手続その他の行為とみなすことを定めています。

(3)は、豊岡市生涯学習サロンの設置及び管理に関する条例の改正に関して、この条例の施行の前になされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなすことを定めています。次に、(4)では、附則第4項から第15項で関連条例について所要の規定の整備を行うことについて定めております。

128ページから149ページに新旧対照表を添付していますので、ご清覧いただきたいと思います。

続きまして、先ほど申し上げました事務分掌条例の部、部の事務について、別の資料でご説明をさせていただきます。お配りしております資料のほうを

ご覧いただきたいと思ひます。

まず資料ですけれども、資料1につきましては、豊岡市組織の基本方針として、11月1日の議員への説明会でお示ししたものと同じです。

資料2につきましては、これにつきましても11月1日の説明会と変わっておりません。

資料3、3ページでございますが、2023年度組織案新旧対照表で説明をさせていただきますが、これにつきましては、タイトルの下にいろいろ記載しておりますが、左側、2022年度については現行の組織を係レベルまで記載しております。右側の2023年度案は、部の所掌事務をイメージしていただくため、課名及び課で所掌する主な業務の案を記載しております。課、係等の名称と組織、詳細な業務の分担については、まだ現在も調整中でございますので、課名及び係名については現在まだ内部調整をしてるところとご理解いただきたいと思いますと思っております。

赤字のところにつきましては資料1にお示した基本方針との関連を表示しておりますし、黄色の網かけについては新設する部及び新設または所属を変更する部、課でございます。あと、青字につきましては、11月1日の説明会以降に検討、協議をした結果、変更してるところを青字で記載しておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、この表に基づいて説明をさせていただきます。

まず、政策調整部を行政管理部に改称し、行政管理部に秘書広報課、財政課、資産活用課を配置します。秘書広報課の業務欄に記載していますように、大交流課情報戦略系の業務を秘書広報課にまとめることとしております。黄色で示しております資産活用課については、公共施設マネジメントや財政課経営管理系の業務を統合することとしております。

次に、DX推進部です。DX推進部には、トップマネジメントを補佐する機能を強化するため経営企画課を新設し、政策調整課の業務を移管します。DXと行財政改革、それと経営企画というのを一体的に推進していこうとするものでございます。

その下、危機管理部です。自然災害や新型コロナウイルス、外来危険生物など危機事案に対して、全庁的に迅速かつ円滑に対応するため創設するものです。生活環境課の交通安全の事務等を一部移管いたします。

その下、総務部につきましては、ジェンダーギャップ対策室を所管から外しますが、同室の業務、キャリアデザイン推進については人事課へ移管いたします。

次でございます。4ページになりますが、地域コミュニティ振興部を廃止し、くらし創造部を新設するものでございます。下の囲み、青い囲み、色つけをしてありますところを示しておりますように、基本構想の手段1、それから手段4、市政経営方針、これを意識した構成としております。基本構想、市政経営方針の中で、市民の暮らしや生活に関する施策を行おうとするものでございます。上の黄色の地域づくり課では、コミュニティ振興課の業務に加え、多文化共生、移住定住促進、若者施策などを行います。ジェンダーギャップ対策室を総務部から移します。下の2つですが、11月1日の議員説明会ではここを環境政策課と地球温暖化防止対策室として例示をしていましたが、その後の協議により、市のシンボルであるコウノトリの名称を課レベルで残すこととし、生活環境課とコウノトリ共生課を設け、コウノトリ共生課の中で環境政策、地球温暖化防止対策、脱炭素、こういったことを一体的に進めようということとしております。

その下、市民部です。市民の生活、暮らしに関する業務を市民部とくらし創造部に分けました。市民の利便性を高めるため、現在の市民課を窓口サービス課と国保・年金課、これ説明会では医療保険・年金課としておりましたが、今回、国保・年金課と改称しております。この2つの業務を分けます。窓口サービス課では、転入等住民異動に伴う諸手続について、できる限り一つの窓口で完結できるよう体制を整えようとするもので、詳細についてはDX推進部を中心に今詰めているところでございます。

なお、米書きでも書いておりましたが、窓口サービス課と国保・年金課、これにつきましては来年の7

月1日からとし、4月から6月の3か月間は市民課として業務を行うことを想定しております。これは、オペレーション変更による窓口の混雑を回避し、市民へスムーズにサービスを提供するため、転入・転出等の手続で窓口が混雑する時期を避け、準備期間をしっかりと設けるといったことでございます。

5ページをご覧ください。健康福祉部につきましては、こども未来部の創設に伴い、一部業務を移管をします。多くの室や係があり、細分化されているものを統合しております。説明会では、青字で書いてあります高年介護課のところを高年福祉課、これは社会福祉課と合わせて高年福祉課という形で名称変更をしようとしていましたけれども、高年介護、特に市民や福祉事業者にとっての分かりやすさを再度考え直したところ、現行の高年介護課とするということで今は調整をしております。

その下、こども未来部です。こども未来部にこども未来課、こども支援課の2課を配置し、総合的な子供・子育て支援の施策を推進するとともに、アイティ4階、7階の子育て支援総合拠点を効率的に機能させるため、新設をしようとするものです。こども未来課では、子供・子育てに対する総合企画、総合調整部門と妊娠・出産、母子保健、相談対応、子育てセンター等の生育部門を所管し、こども支援課、こちらでは子供の貧困、ひとり親家庭支援、不登校や発達に係る相談、家庭児童相談等の支援部門、こういったものを所管することとしております。

6ページをお願いいたします。基本構想、市政経営方針に基づき、観光と文化、スポーツを一体的に推進するため、環境経済部の観光施策と地域コミュニティ振興部の文化・スポーツの施策を新たに観光文化部としてまとめます。豊岡観光イノベーションと市の業務のすみ分けを図ることから、これまでの大交流課を観光政策課に改称することとしております。観光と文化は親和性があると言われておりますし、芸術文化観光専門職大学はまさにそういったコンセプトで開学をしております。豊岡演劇祭も、演劇を通じて多くの人に豊岡に訪れていただく観光のまちづくりの観点でも行われていますので、その取

組を一層強化していこうと、そういった意味でございます。

7ページをご覧ください。環境経済部及びコウノトリ共生部を廃止し、経済部門と農林水産部門を所管する産業経済部を創設いたします。基本構想、市政経営方針を推進し、内発型産業の育成、ブランド力の向上を高め、一次産業から三次産業まで稼げる地域を築こうとするものです。再編に伴い、コウノトリ共生部地籍調査課、これについては都市整備課に移管することとしております。

8ページは変更ございません。

9ページをお願いいたします。中ほど、教育委員会でございますが、こちらにつきましては、こども教育課、こども育成課という名称を前回の説明会ではそのままとしておりましたが、こども未来部の創設に伴い、なかなかこども、こどもとして分かりづらいのではということから、こども教育課を学校教育課、それからこども育成課を幼児育成課としております。また、生涯学習課所管の社会教育、生涯学習、図書館に関することは、前回の説明では教育総務課内に係として置く、あるいは青少年センターについてはこども教育課に移管すると説明をしておりましたが、このたびは社会教育課を別で設け、こちらのほうでその業務を行うこととしております。また、こども未来部の創設に伴い、一部業務を移管しておりますし、認定こども園、幼稚園、保育園につきましては課のレベルに引き上げることとしております。

行政委員会等については変更はございません。

説明は以上です。

○委員長（清水 寛） 説明は終わりました。

1点、ちょっと質疑の前に、今回の条例案について、いわゆるこの条例案そのものの賛否による影響が今後の市政の関係でどういった影響があるのかという点、またこの条例案そのものが新年度に向けて取組を考えていく上での時間的な猶予というのはどれぐらいあるのかについて、ちょっと補足説明をいただきたいと思っております。

井上課長。

○政策調整課長（井上 靖彦） 例年3月の議会で、組織については提案をさせていただいて決めていただいております。ただ、今回提案しております11部のうち7部が変わる、新しい名称となることとなります。そのため、まず1点は、まず市民周知をしっかりとしたいという意味でこの12月に条例案を出させていただいております。特に部署名が変わる、あるいはフロアも当然変わってきます。こういったこともございますので、しっかりと周知をするためにこの12月に出させていただいております。

今考えておりますのは、この条例案を決定していただいた後に当然課、係は年内には決定をして、そして1月中に課、係の事務分掌規則、こういったものを制定をします。その後、2月の広報、それから3月の広報、この2回、しっかりと広報させていただく、加えて当然ホームページやSNS等でも発信をしていく、そして県や関係団体もございますので、そこについても関係課からしっかりと周知をしていただくため、この12月議会で提案をさせていただいております。これがまず1点です。

もう一点は、職員の人事の問題がございます。正職員でいきますと900人弱、それから会計年度合わせますと1,500人に近いその職員の人事異動を行うに当たり、12月中には係までを決める必要がございます。当然人事異動に係ってフロアの配置等も決めていく必要がございますので、そのように考えております。

例年、年内にはあらかじめ決定して人事のほうに入っていきますので、これが遅くなるとなかなか新しい部での人事ができないとなっておりますので、何とか12月中にお願いをしたいというところがございますが、それでも待っても1月中旬ぐらいまででないとなかなか全ての人事ができなくなるといふうに人事のほうからは聞いております。

あと、2点ほどは先ほど説明しました但馬広域行政事務組合の移転や、あるいは補正予算のほうも関係はしてきますけれども、最初に言いました2点が大きなところでございます。

○委員長（清水 寛） ありがとうございます。

先ほどの説明、ちょっと今回は新人議員が当委員会には3名含まれるということもありまして、改めてちょっとその点をお聞きしました。

それでは、先ほどの説明も踏まえて、質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

木谷委員。

○委員（木谷 敏勝） ちょっと、この資料というのは、前にもらった資料とは違うということなんですか。

○委員長（清水 寛） 井上課長。

○政策調整課長（井上 靖彦） 11月1日から変わっております。変わったところにつきましては、青字で記しております。

○委員長（清水 寛） 木谷委員。

○委員（木谷 敏勝） ということは、これは総務委員会だけがそれを知つとということですか。

○委員長（清水 寛） 井上課長。

○政策調整課長（井上 靖彦） 現在そういうことになっております。

○委員（木谷 敏勝） それで審査するのか。

○委員長（清水 寛） そうですね、はい。
井上課長。

○政策調整課長（井上 靖彦） すみません、部の名前、それから所掌する主な業務、右側に書いているもの、これが条例に関するところでございますが、ここについては変更はございません。今回変更として上げているのは、課の名前と配置です。（「ちょっと休憩してもらわにゃあいけん」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水 寛） 暫時休憩します。再開は午後1時。

午前11時44分 委員会休憩

午後0時57分 委員会再開

○委員長（清水 寛） それでは、時間まだ前ですけども、皆さんおそろいになりましたので、委員会を再開します。

松井議員より傍聴の申出がありますので、それを許可しております。ご了承願います。

それでは、120号議案について継続します。

質疑はございませんか。

荒木委員。

○委員（荒木慎太郎） 部の名前なんですけれども、コウノトリの部を名前をなくすといったところで、この土日で若手の農業されてる農家さんからお話を聞いてきて、どうしてもコウノトリをなくすことがマイナスに働くようにしか思えないということでした。

ちょっとその意見をそのまま読ませてもらいますね。農家にとってコウノトリとは、ただ鳥を示す単語ではありません。自然環境を守り、共存していくものだという一つのシンボリックな言葉です。このコウノトリという言葉の下に、自然環境を豊かにしていく動きや農産物を安心・安全に育てるための手段、農村のコミュニティなど、一致団結しています。みんなコウノトリに対して誇りやプライドを持っています。私も、市役所にコウノトリ共生部という窓口があることにうれしさや誇らしさを持っていました。そして、外的にはほかの市や県の農家にも自慢していました。コウノトリという名の下、せっかく一致団結してこれからますますいろんなものを巻き込んでいきたいところに解体するとの話。私は間違っていると思いますし、むしろ広げていくべきだと感じていますという、こういった農家さんからのリアルな意見があるんですけれども、コウノトリという部をなくすことに対して、デメリットはどのように感じておられるのかなと、ちょっとお聞きします。

○委員長（清水 寛） 井上課長。

○政策調整課長（井上 靖彦） もともとコウノトリ共生部をなくすというか、解体するという意味合いは、そもそもコウノトリ共生部ができたときに、環境政策と、それから農林水産業政策と一緒にやっ払い、その中で放鳥に伴って環境創造型農業をつくっていきこうということから一緒になりました。それでコウノトリ育む農法はまだなかったんですけど、それがずっと環境創造型農業で仕組みがつくられてきた。今もう一定割合その仕組みができて、育むお米も世界にも売れる仕組みになってきたとい

うところがまずあって、その上で今度はやはり農業も後継者不足ですとかさらなるブランド化というのも進めないといけないということから、やはりこれは農業だけの問題でなく、二次産業、三次産業と含めて、そっちで一体的にやっていったほうがいいのではないかということから、コウノトリ共生部から産業経済部のほうに移すとなったわけです。

もう一つ、環境政策についても今どんどん変わってきていますので、それを環境という切り口で市民と一緒に考えていこうということでもくらし創造部に分けた。ですから、デメリットというより、ある程度コウノトリ共生部で仕組みができてきたから、次のステップに移ろうという意味合いで提案をしておりますので、確かにシンボリックなものがなくなるということが意見もございましたので、今回は以前は係以下だったもの課に戻して、そこはしっかりシンボルとしてやっ払い、そういう意味合いです。

○委員長（清水 寛） 荒木委員。

○委員（荒木慎太郎） 逆なイメージというか、まだまだ課題が残ってる。農業の担い手不足という問題が解決したわけではないし、農業の担い手がまだ解決してない。つまりはコウノトリの政策が今後何十年にわたってそれが続いていくのかといったところで、まだまだ疑問が残るところで、それをもっと注力すべきじゃないのかなというのは思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

○委員長（清水 寛） 井上課長。

○政策調整課長（井上 靖彦） そういう考え方もあるかもしれませんが、先ほど言いましたように、今回改めて市政経営方針をつくってやる中で、やっぱり稼げる地域、稼げる豊岡というところに、そちらをメインにしていこう、内発型産業の育成というところに当然一次産業も入っていくのではということで今回提案をしております。

○委員長（清水 寛） 荒木委員。

○委員（荒木慎太郎） どうもちょっと納得がいかない内容かなと思ってます。

この組織改編に当たって、豊岡市の一番の問題と

てどうなのかということがここで議論ならないか
ただけども、資料として提出されとる機構図が条例
上の文言に合わせたものに当然なってると思うん
ですけれども、前の議員説明会と今日があまりにも違
うもんだからね、ここまで各会派でも議論をしてき
たことと違うじゃないかというのが一番大きい今
日の議論というんか、だというように思うんです。

ほんで、今日ここで仮に議論が進んで決まっ
てしまおうと、あとの2つの委員会の皆さんは、そんな
ことを聞いてらへんがなということも含めて出てく
るような気がしてね、ちょっと危惧するのが1点な
んです。

ただ、我々に課せられたのは文言上の条例上の文
章、文言のほうですから、そちらのほうに別に特段
問題はないのかなという思いを持ったり、いろいろ
と複雑に頭の中くるくるしとんですけれどもいうの
が1点。それも思いです。

それともう一つは、一般質問でも言って、今の荒
木委員の質問もあったんですけども、私はコウノト
リという名前が残るかどうかは別としてね、農林水
産業があまりにも小さくならへんのかなという危
惧は、一般質問では上手にお答えいただいて、そんな
ことはあらへん、もっと分厚くなるんだよと言わ
んばかりの答弁があったんですけど、どう見てもね、
農林水産がこんなことで弱まっちゃえへんのかな
いう気がしてなりません、産業関係がね。それはこ
の前、本会議での答弁しかないでしょうからええん
ですけどね、そういう危惧をこれは拭えないとい
うことだけ言っときます。

○委員長（清水 寛） 今の村岡委員の意見に何か
付け加えることはありますか。

井上課長。

○政策調整課長（井上 靖彦） 農林水産業について
は、一般質問でも答弁したように決して弱まるもの
ではないと思っておりますし、機構上も今の農林水
産課の機能はそのまま産業経済部のほうに移す予
定とこのとおりしておりますので、内容が変わると
いうわけではございません。以上です。

○委員長（清水 寛） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 農林水産課なんですよ。今ま
では農林水産部なんですね。名称は違いますよ、コ
ウノトリ共生部ですけども、コウノトリ共生部の中
身はね、今回の農林水産課の中身なんですね。だか
ら、コウノトリ共生部からやってきた中身がね、今
度は農林水産課に、言っちゃあ格下げになるわけ
ですから。なりませんか。

○委員長（清水 寛） 井上課長。

○政策調整課長（井上 靖彦） 現在はコウノトリ共
生部の中に、7ページの左でございますが、この中
に農林水産課とコウノトリ共生課と、それと地籍調
査課が入っております。この農林水産課の分だけを
今度産業経済部のほうに移すことになりますので、
コウノトリ共生はくらし創造に、地籍調査について
は都市整備部に移りますので、決して部のポリュ
ームがそのまま移行するわけではなく、農林水産課が
移行しますので、決して格下げになったり、そう
いうことではないと思っております。

○委員長（清水 寛） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） それは分かるんです、言われ
ることは。言われてることは、農林水産課が今度
でも農林水産課で同じように課です。ですけども、コ
ウノトリ共生部というのはいろいろ地籍やらある
けども、市民の多くはね、コウノトリ共生部とい
うのは農林なんですよ、農政だと、農林水産部だと、
事実上の、というふうに思っただけですよ。これは僕
だけじゃないと思うんですね、荒木委員、そういう
危惧なんです。だから、農林水産部農林水産課、コ
ウノトリ共生部といったら農林水産部だった、事
実上はということです。

○委員長（清水 寛） よろしいですか。

ほか。

木谷委員。

○委員（木谷 敏勝） 先ほど村岡委員が言われたよ
うに、今1時間昼休みで話し合ったんですけど、や
っぱり前の説明資料と今の説明資料は違うとい
うことで、ここで決めてくれというのはあまりにもち
よつとあれじゃない。2人の委員には怒られたんだけ
けど、副市長が部のあれだから課とかあんなんはと言

れて、それはおかしいと言ってちょっとあまりあれだと言われたんだけど、でも、やっぱり説明があつてのあれだから、ちょっとこの議案に対しては審議は難しいんちゃうのかなという意見が大半そうですね。

それで、その中でやっぱり一番大きなのは、コウノトリ共生部、コウノトリという名前というのは、やっぱり今、荒木委員も言われたように、豊岡の金看板だったと。それで、それが初めは何だコウノトリ共生部なんて言われたことが、積み上げてきて積み上げてきて、市長の答弁では完成したみたいなこと言いなるけど、やっぱり引き続きずっとそれでやって、農業であり、それは特産のかばんであり、いろんな面でコウノトリということで豊岡市はやってきた。そのことをもう完結したみたいな答弁があったんだけど、それではいかがなものかなと思うんで、何とかしてもコウノトリというので看板、一大看板。

今の市長のDXのあれで、よりブラッシュアップするためにそれを使うんだみたいなことをしてほしいという思いが、環境と経済が結びつくということで全国からも、それから国からも認められとる。それがそこも産業経済部になる。だったら、普通の自治体になるのかという思いまでしてしまう。

だから、何というのかな、コウノトリというのをやっぱり、コウノトリ悠然と舞うふるさと豊岡、それ目指してやっとなるわけだから、そのことだけは何とか残してほしいというんか、それからふるさと納税にしても特交にしても、みんなコウノトリにまつわって特異な自治体運営をしとるということで豊岡市は注目を浴びとるというふうに思っとなるんで、コウノトリの名前がなくなるというのはいかがなものかなという気持ちがあるんで、僕としてはもう一回練り直してほしいなという気持ちはあるんですけどね。

先ほど言いましたように、ここの委員会だけで、村岡委員が言われたように違う資料でやるというのは、僕らだけやるというのは、ちょっとほかの同僚議員がそれはしないんじゃないのというふうに言われ

るんで、そこら辺も考慮したらちょっと審議しにくいような状況なんですけどね、今、気持ち的には。どこまで行っているのやら。

○委員長(清水 寛) 審議の話は置いて、今、前段であつた話の中で、何か答弁いただけることがありましたら。

土生田副市長。

○副市長(土生田 哉) 今おっしゃいましたように、コウノトリ共生というこの名前の扱いというのは、私どもも大変検討いたしました。といいますのが、組織の改編をこれスタートラインは今年の1月ぐらいからの議論のスタートしてきております。内部の検討委員会は4月に発足して、現在まで15回、その間に経営戦略会議も6回ほど重ねて、果たしてどのようにしていくのが、市にとって最適な方法は何かであろうかなという、そんな議論をさせていただき、今までの現状の中で、やはり農業が今おっしゃいましたように環境経済であるとか、その側面も十分承知をしておりました。それから、先導的にコウノトリ共生部が果たしてきた役割、最初に平成18年でしたか、発足のときには農林水産部からの改称の段階ですごい議論があつたというのも承知をしております。当時は普通の農林水産部でいいんではないか、これからどうやっていくのかというお話があつたことも承知している中で、様々な議論をしてまいりました。

ただ、今回、市政経営方針、基本構想に基本的に合わせていくべきではないのだろうか、長いパンを考へてきたときに。金看板と委員がおっしゃいました、その部分も十分承知をしているんですけども、それでなおかつ、ただ農林水産業がこのままコウノトリ共生部の中の一セクションでいいのか、それともこれから経済活動の中でもっと稼げる農業に、一次産業になっていかねばならないのじゃないかな、その議論も私たちの中では大分意見が出たところでございます。

それから、環境経済部の中では、大交流が離れていき、経済と2つに分かれるという議論もあつたんですけども、そのところもコウノトリ共生部にも

従来だったら環境経済戦略というものには影響してきますけども、そのこのところも、果たしてこれからどのように次の時代につなげていくのかという議論の中で、本当に環境政策が特に今まで3つの部署にまたがっておりましたので、この環境政策をまず一つに、どこかに集約しないと、環境という言葉がどこに行ってしまうんだろうなど。コウノトリ共生部にも環境がございました。環境経済部にも環境がございました。市民生活部にも環境があったという、ここの中で、この環境をどこに集約するのが一番最適なんだろうかかなという、そのこの疑問点の一つ突き当たってしましまして、その中でコウノトリ共生部を部として一つのロットで持つのがなかなか難しいということで、今回課という形で合併前の豊岡市の形、それから合併直後もコウノトリ共生課はございましたので、そのこのステージに一度再編し直してはどうだろうかという、そのような議論いたしました。以上でございます。

○委員長（清水 寛） 木谷議員。

○委員（木谷 敏勝） コウノトリ、例えば事業推進部とかね、いうふうにして何とかね、コウノトリはそれこそ始まったのは農業から始まったけど、本当、今ほとんどそこが行き渡ってる、経済からあれから、何にしても、今、専門職大学が開学したのもそうだし、その名前というのは絶対的に残してほしいというのは希望としてあるのが一つと、それと午前中に市民の人に周知したいから早めに議案を出しているのもあるんだけど、一般質問の質問、答弁聞いても、一部の職員が決めて、職員には1枚うわっと配ただけだって、職員自体も別に理解、それは決まったことをぱっとやりやあ組織いうのはそれでいけるかもしれんけども、そういうことも含めてもう少し、何というんかな、時間が必要なんじゃないんかなというんかな、練り直しが必要ではないんかなという思いはあるんで、一般質問でやり取りのあったこととか今日の議員の思いがあることなんかを一回持って帰って練り直して提出してほしいなという気持ちがあるんですけど、いかがですか。

○委員長（清水 寛） 土生田副市長。

○副市長（土生田 哉） 職員の関係、先ほど申し上げましたように、今年の4月6日から第1回の組織の検討会議を始めまして、副市長2名、それから本庁部長職3名、それから振興局長1名、それから今の政策調整課が事務局となって内部調整を始め、まずは現状の組織の問題点の洗い出しであるとか、そういうものから始めました。

それから、部長級につきましても、所管の部長等には、6月の段階だったですか、ヒアリングを行って、組織が大きく変わるところ、そういうところについては意見聴取もいたしました。それから、関係課長級につきましては11月、議員説明会の後にヒアリングを行って、現状の組織の中でこちら側が内部検討を進めた中での検討結果で現状問題があると思われるかどうか、素案の中でどうだろうかという、そういう議論をいたしております。

ただ、組織体をつくるときに職員のほうに先に意見を聞くというのは、現状に問題があるかどうかという聞き方は常にいたします。今までの組織改編でもそうでございますけども、このような組織にするけど職員どうだろうかというふうな議論というのはいたしておりません。そうしますと、人間というのは変化を好みませんので、自分の仕事が変わるとなれば、それは現状から変わることだけをデフォルメしてしまって、変わることを恐れるあまり。ですから、変えようとするその改革方針というのは絶対出てまいりませんので、現在が一番安全で住み心地がいい、自分たちにとっては。市民のためにどうであろうかという議論を抜きにして、自分たちが今仕事しやすいという、その議論だけになってしまいます。

特に今回窓口サービスの一元化であるとか、それから子供・子育てののところの部分につきましても、それぞれの担当部局の職員に大変迷惑をかけるぐらいに議論をしていただきました。市民生活部であれば、例えば市民課の窓口の中に健康福祉部でやっている窓口業務の一部をこちら側に持ってくる。さきの議会の中でも豊岡振興局をつくるべきだというご意見もいただきましたが、今、立野庁舎と本庁と

で窓口サービスが分かれているという、これも問題であろうかと思っておりますので、立野庁舎に行かなくても立野でやってた業務がこちらでできる方法はないかというのは、それこそ市民生活部であるとか健康福祉部の職員も一緒に参画して議論をさせていただきました。それから、健康福祉部の子育て部門、保健師関係ですけども、今まで立野庁舎から出たことのない職員も。ただし実際には市民サービスのためには私たちが本庁に移るべきだろうなという、そういう議論もいただき、現在のところはそういう方向で調整を進めております。

ですから、職員が知らないということではなしに、一部の部署においては確かに課名が変わることによって、もしくは課名がなくなることによって自分たちの存在意義に不安感をお持ちの方はいらっしゃるかも分かりませんが、市民にとって何がいいかという議論の中では、果たして職員の思いだけを優先するべきかどうか、こここのところにつきましては、私どもの中ではやはり市民サービスを最優先に何ができるのか、与えられたミッションの中で組織はどうあるべきかという、そのような観点から議論を進めてまいりましたので、ご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（清水 寛） 木谷委員。

○委員（木谷 敏勝） もっともらしいことを言っとんなるようで全然あれなんだけど、もちろん基本的にはそうなんだけど、市民のことを考えてするいうんだったら、市民の代表である議員の意見を潰しにかかるんじゃないくて、それは今出てた荒木委員の意見とかあんなんは十分聞いていくというのがまず最初とちゃうのかなというふうに思ってしまうし、さっきも言ったように、組織体制というのは土生田副市長がおっしゃるとおりだと思うけども、そういう気持ちを持ってやっとなるいうあれがあるのかなと。市民にサービスするんだったら職員の人も組織改革をして、どのような方向に行く、自分の職場がどうのこうのと言わずに、そういうふうに行くというように、朝のDXじゃないけども、そういうこともしながら市民のほうにも理解をしながらというふう

にしていかな、何でもかんでもこうこうこうでいって意見を一つ一つ潰してくるような、こんな市政だったら僕はあかんと思う。やっぱり市民の代表である議員の意見も真摯に聞いてほしいなというふうに思う。

ほんで、それを踏まえて、やっぱり途中からこれを言われたから変えるんじゃないくて、正々堂々としてやるんでこれでやってくださいみたいな議案と説明が欲しいというふうに思うんですけど、いかがなものでしょうかね、当局としては。またこれ、ここで言ったらまたここ変えましたなんてなったら、話にならんよ。それは議案と関係ないんでなんて言われとったら、いつまでたっても課と係がどうなるか分からへんということになるんで、ある程度はこのためにこういうふうにします、このためにこういうふう、どうかそれで議案として説明させてもらったという、そういう形に持ってほしいんだけどね。そのことに対しては、議会としても十分応えていけると思うんだけど、何か今、小手先でちょこちょいろっとなるような気がして、こんだけ大きな組織改革するんだったらどおんとしたもの出してもらったらどおんと受け止めて、議会としても後押ししたいというふうに思っとなるんだけど、いかがですか。

○委員長（清水 寛） 井上課長。

○政策調整課長（井上 靖彦） 小手先と言われましたけど、課の名前は、やはり……（「よう分かっとなるって、そんなの、だから」と呼ぶ者あり）ですので、今回も基本構想として経営方針に基づいた形、それからあとDXの推進、市民の利便性ということで、こちらとしてはどおんと出したつもりであります。その中で課の名称、ほぼやる業務は変わらず、課の名称としてどうすべきがいいのかというところを考えて今回変えたということでございますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（清水 寛） ちょっと一旦、暫時休憩します。

午後1時27分 委員会休憩

午後1時30分 委員会再開

○委員長（清水 寛） 休憩を閉じて会議を再開します。

芦田委員。

○委員（芦田 竹彦） コウノトリ共生部の名前で豊岡は認知度が上がったんだと私は理解していますし、豊岡はコウノトリということでみんなが、自然環境も含めてですね、今は自然放鳥が300羽を超えたぐらいになっているぐらい認識あるのに、部が格下げになって課になったということが、私は物すごい引かかる部分なんです。（「初めは係やったんで」と呼ぶ者あり）そうですか。ほんで、初めは係だけど修正案では課に戻しとるけども、ということで、もう一度コウノトリ共生部でとにかくこういう方針、ビジョンでいくんだというできたときの経緯が分かればちょっと教えていただきたいと思う。

○委員長（清水 寛） 井上課長。

○政策調整課長（井上 靖彦） 農林水産部で合併した当時で農林水産業をやっていくということであったのを、さっきも言いましたけども、環境政策と一緒に環境経済戦略に基づいて環境創造型農業を推進していこうというところでコウノトリ共生部になったというふうに認識をしております。

○委員長（清水 寛） 芦田委員。

○委員（芦田 竹彦） そうか、そういう認識になって、いつから、コウノトリ共生部というのが何年ぐらいのときにこれ部として発足したというの。

○委員長（清水 寛） 土生田副市長。

○副市長（土生田 哉） 平成18年、2006年の第1回定例会で提案を申し上げて、18年度からということになります。当時は農林水産業政策と環境政策との連携を強化するとともに、環境創造型農業を農業活性化の推進力にし、併せて対外的アピールを強化するため、当時では農林水産課、それから農業共済課、コウノトリ共生課、この3課を併せてコウノトリ共生部という組織体を結成いたしました。以上です。

○委員長（清水 寛） 芦田委員。

○委員（芦田 竹彦） 合併直後ということですね。

環境と農業をこれからさらに後継者の問題もありますけどもということですね。

先ほど村岡委員も農林水産課のことをおっしゃいましたけども、私は農業、林業、産業、あらゆる補助金があったりなんかするときに、市もそうなんですけども、県とか国とかの施策なんかにも特化してやる部署だったら、今の農林水産課だけではね、課としては物すごい幅広く持っていかなあかんの、何かそこがね、但馬は農林水産業盛んですから、もっともっとそこら辺の環境を訴えるんだったら力を入れていく部署で、その頭にコウノトリ共生部としてやっぱり残しながらやっていくというのが私はいいんじゃないかなとは思いますが、いかがでしょう。

○委員長（清水 寛） 井上課長。

○政策調整課長（井上 靖彦） 先ほども申し上げましたけれども、やはり農林水産課自体のボリュームは、今基本的に係も変えるつもりはございません。重要な産業だと思っておりますので。それに言われたように県や国の補助金もたくさん入ってます。それに対応できる職員も配置しておりますので、その部分だけがほかの産業と一緒になっても、それが弱まるという認識はしていません。以上です。

○委員長（清水 寛） 芦田委員。

○委員（芦田 竹彦） 私と認識がちょっと違うなという感じがします。認識がちょっとやっぱり違うので、コウノトリ共生部がなくなる、名前をなくすということに対する影響はね、あるんじゃないかなということをお願いいたします。

○委員長（清水 寛） 森垣委員。

○委員（森垣 康平） 今回出されてます豊岡市の組織基本方針という資料頂いて言ってまして、僕この一言一句全く反対しないんです、全て賛成で、いい組織変更だと正直思ってます。今さっき委員長がおっしゃいました名前の問題と組織の問題ってあったんですけど、僕、組織のほうは正直、市の職員さんがどんな作業されて、どの課とどの課が連携してやってるって正直詳しくまでは分かりませんので、そこにどうこう口出す気はないんですけど、は

っきり言って部の名前が気に入りません。

特に僕、平成12年ぐらいから出石で観光やってきたんですけど、そのときに外にずっといろんなまちに営業行くんですけど、当時、出石と城崎は東京でも大阪でもある程度知名度ありました。でもね、これ豊岡市がコウノトリ共生部、コウノトリのことをどんどんどんんやって、特に豊岡市がコウノトリ共生部をつくったあたりから、僕ら行って、出石は知らない、城崎知ってるけど、コウノトリ知ってるという人が物すごく増えたんです。ですので、コウノトリの力とかね、パワーというのは身にしみて感じてましたので、それはただ単にコウノトリの野生復帰をしたじゃなくて、ストーリーだと思えます、ブランディングは。その一番、当然放鳥が一番ストーリーの肝だと思えますけど、行政の組織の中にコウノトリ共生と名のついた部があるというのは、物すごい僕はストーリーの後押しとかね、本当豊岡市のブランディング、これ市政経営方針にあるはずで、ブランディングというやつね。豊岡市の豊岡ブランドが構築されているというやつがあったはずで、僕、ここに物すごく影響を受けていると思います、コウノトリ共生部の存在。

あと、もう一つははっきり言えば、環境経済部、これも物すごいインパクトがありました、僕らのいえば、やはり移住にしろ企業誘致にしろ観光、農業、これ全て観光とかだけではなくて環境配慮が今物すごく世の中で言われてるところで、そこで豊岡の名前が環境配慮、コウノトリと共生、この2つの2本柱で名をブランディングしていったというのは、物すごく僕はプラスです。それをただ単に業務的に分かりやすいようにするために名を消すというのは、ちょっと幾ら何でもプラスがなさ過ぎます。マイナスしか僕には感じないです、ネーミング。業務内容ですとか、そんなの全然、本当職員さんのやりやすいように組織改編していただいたら結構だと思えますけど、名前を捨てる意味が僕にはちょっと全くプラス面が見えないので、正直反対です。

ですので、何とかネーミングだけはちょっと考え直していただきたいな。あとは、僕、一般質問でも

ちょっと言ったんですけど、やはり関わってる人のモチベーションというのも物すごく大事ですので、そこで何だいやってなっちゃうのは、ちょっと幾ら何でももったいない。とにかくもったいないという気持ちが強いです。ちょっとすみません、僕の思いばかり言ってしまって。

ですので、組織の話もあるとは思いますが、僕はまずネーミングの問題が少し、一番引っかかっています。以上です。

○委員長（清水 寛） 井上課長。

○政策調整課長（井上 靖彦） 先ほども副市長が申しあげましたように、そこはずっと議論をしながら進めてきました。本当に部の名称についても何がいいのかというのをした中で、やはりさっき言いましたが観光と今度文化だ、これを一緒にやっというところ、それからやはり環境施策をしっかりやっというところから今このような形になったということでご理解いただければというふうに思います。

○委員（森垣 康平） すみません、ご理解できません。

○委員長（清水 寛） 義本委員。

○委員（義本みどり） 私からは、名称のこと、皆さんがおっしゃることは私も大きくうなずけます。名を捨てて実を取るという言葉がありますけれども、名を捨てる必要性が何もない。何かせめぎ合いがあって実を取るのであれば、名前はしゃあない、泣く泣く捨てるかというのはあるかと思うんですが、何かそこに実が見えてこないの、私も名称については皆さんと同じ思いです。

それと、これ答弁は結構です。同じ答弁だと思います。ちょっと資料を休み中に眺めとったら、気になること、小さいことですけど聞いてもよろしいですか。まず、窓口サービス課、先ほど副市長のほうからご説明があったんですが、福祉部門の申請とか全部窓口でやるということなんです、福祉部門の申請ってそんな簡単にできるようなことじゃないような気もするんです。担当の方とお話をしながら書類を書いてというようなこともたくさんあると

思いますし、教育委員会にあるような申請の書類も、窓口で教育行政に詳しい方でもない福祉行政に詳しくもない方が対応して、そこでデジタル化がどの程度進むか私も、ごめんなさい、分からないんですが、そこが大混乱になりそうな、今窓口業務だけでも大変ですよ。とても、今、窓口様子見とったら忙しそうにしておられる中で、少し時間はずらして、7月からとは書いてるんですが、そこが市民にとっても二度手間、三度手間。ここで結局違って、また後日来てください、書類があきませんでしたっていってもう一回。本当は福祉課に行ってやっとならすっとできた書類が、窓口課でやるがために漏れがあったりとか内容が分からなかったりとかいうようなことになりはしないのかなというちょっと疑問点が一つと、もう一つ資料眺めとったら、そもそものところなんですけど、教育委員会のところで学校教育課と幼児教育課に名前、これすぐ分かりやすくいいなと思ってふと見たら、これ放課後児童クラブって学校の延長線上の事業なんですよ。でも、幼児教育課に入っていると。文科省と厚労省の分割で分けてるのかなと思ったけれども、幼稚園は文科省の管轄でしたよね、たしか。だからそれで分けてるわけでもないの、これ本当にそもそも論なんですけど、何でそっちにあるのかというのを教えていただければと思います。

○委員長（清水 寛） 井上課長。

○政策調整課長（井上 靖彦） まず、窓口の関係でございますが、これについては全てそこで完結ができるようにしたらいいんですけど、今それを調整しております。

ただ、立野に行って何か出さなきゃいけない書類があります。それを今、市民課に持ってこられても、いや、こちらではないので立野に行ってください。そこをまずなくそうということで、そこは、ただ返すものであったり、これだけでいいものであれば、出すだけでいいものであれば、そこで完結させようというのがまずこの趣旨でございます。

その後また相談業務ですとか何かがある場合には、そこでしっかりと窓口サービス課がちゃんと引

継ぎをして、行ったり来たりというのはないようにしたいというふうに思っております。これが1点です。

あと、放課後児童クラブの関係ですけれども、これも今の現状がこども育成課で持っております、省庁に分けてということではなく、恐らく実務的にそのようになってる。ちょっと今、なぜそこにあるのかというのは、すみません、詳しくは分かりません。

○委員長（清水 寛） 義本委員。

○委員（義本みどり） 現場の意見をというところだったんですけど、この窓口サービスに関しては、現場で実際にやってる方のノウハウとか意見というのがとても大切なことだと思いますので、まだどうなるか分からないんですけども、そこら辺は混乱がないように進めて、市民にとっていいことだけでも、結果として混乱しないように、そこは慎重に進めていただければと思います。

ごめんなさい、もう一つ、教育委員会のほう、私もふと資料を見とって、いつもご答弁いただく、児童クラブの質問をよくしてるのでご答弁いただくときに、学校の延長線上にある重要な事業ですというふうに毎回ご答弁いただいとるのに何で、ふと疑問に思ったので、またもしどこかで分かりましたら教えていただければと思います。以上です。

○委員長（清水 寛） ほか、ございませんか。暫時休憩します。

午後1時43分 委員会休憩

午後1時44分 委員会再開

○委員長（清水 寛） 会議を再開します。

○委員（村岡 峰男） 危機管理部が取り出されて、一つの危機管理課だけなんですけども、1部1課ですね。これがよく分からない。前の防災監の下での防災課ではあかんのかという思いがね、わざわざ部を取り出さなければならん、アフターコロナへの対応と、こうあるんだけども、アフターコロナをわざわざ出してくるのもよく分からないしというのはあるんです。

○委員長（清水 寛） 井上課長。

○政策調整課長（井上 靖彦） 部にする理由、2つございまして、1つはアフターコロナでいいますところの、結局今回のコロナが出たときに、危ないものだけど分からないといったときに、健康福祉部なのか防災監なのかというところがありました。ほかにも、例えば外来危険物が出たときに、じゃあそれは生活環境課なのか健康増進課なのか、結局負合わせ合いみたいなことになってしまう、そういったことがないように、やはりそういった何かの、これからどんなものが出てくるか分からない、危機だというところに対して、まずここが一義的に責任を持つてする。その後は、じゃあどこに振ったらいいかというところをするために危機管理部というものをつくろうと思います。

もう一つは、今、防災監は政策調整部の中にありまして、部長級が塚本部長と山本防災監と2人おるんです。今回のマネジメントの関係で、やはり部のマネジメント力を強化するということもございまして、そもそも部長が2人いますので、そこを分けようというものでございます。以上です。

○委員長（清水 寛） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） それなりの理由は当然おっしゃるし、あるんでしょうけどもね、どうも何だ、えっという思いは拭い切れないんですね。いいです。

○委員長（清水 寛） 暫時休憩します。再開は午後2時。

午後1時46分 委員会休憩

午後2時02分 委員会再開

○委員長（清水 寛） それでは、ちょっと時間過ぎましたけども、会議を再開します。

それでは、質疑のほうはこれで打ち切りしたいと思います。

それでは、この先に進みたいと思いますけども、討論のほうに。

木谷委員。

○委員（木谷 敏勝） 先ほどからずっと出てました組織改編に対しては、大方の議員さんはそれはそれ

でいいんだろうけども、内容についてももう少し精査が必要じゃないかなという意見が多々出ました。それは名称も含めてですけども。部だけ決めればいい、課は、係はという、そういうことじゃなくて、やはりこの部にするにはいろんな意見が出る。それだけの利益いうんかね、プラスがあるんでこうしたいんだとか、そのためにこういう組織改革をするというような、そういった形でもっと説明が欲しいということで、少し時間が欲しいということで継審の動議を出したいと思いますが、委員の皆さんのご賛同をお願いしたいと思います。

○委員長（清水 寛） ただいま木谷委員から、第120号議案について、閉会中の継続審査とされたという動議が提出されました。

直ちに本動議を議題といたします。

本案を閉会中の継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員（村岡 峰男） ちょっと意見があるんだけど。通った後でいいですか。通った後で言うのもおかしいんだけど。

○委員長（清水 寛） そしたら意見。村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 閉会中ということなんだけど、期限を切ってほしいんですね。閉会中だから1月、2月、3月議会まであるからじゃなくて、少なくとも1月中にきちっとした臨時会開いてできるような、3月の議会に継審じゃなくて、それまでに。それはどうかな。

○委員長（清水 寛） 木谷委員。

○委員（木谷 敏勝） 継審にしましたのは、先ほど説明しましたが、後の議会のことについては正副委員長なりに任せて、言われるように期日というのはやっぱり今議会のうちにやっぱり決着をつけたというのが。継審になったことを受けて当局の方がどういうふうに判断をされるかということのを正副委員長と話し合いながら、できましたら今議会でするかという。そして、いろんな面で組織改編に関しては我が総務委員会に積極的に参加させても

raitaiということは約束しながらの継審ということでご理解をいただきたいというふうにするんで、期限は12月議会、それを正副にお任せしたい。

○委員長（清水 寛） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 12月議会も含むということでもいいですか。（「12月でええと思うんだけどな」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水 寛） 分かりました。そしたら、先ほどは閉会中のというような文言をつけましたけども、今のお話を伺う限りは、新年度に間に合うような形でということで、当局のほうから改めて12月議会中、また1月中にいろいろとアクションをしてもらおうということを期待した上での継続審査ということよろしいでしょうか。ちょっと異例な感じですけども。（「私どもの次の業務の関係で間に合わなくなってまいりますので、誠に申し訳ありません。ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

ということで、そしたら、その点で賛成多数ということで決めたいと思います。

以上で本日の審査は終了いたしました。

それでは、当局の職員の皆さんは、ここで退席していただいて結構です。ご苦労さまでした。

暫時休憩します。

午後2時07分 委員会休憩

午後2時09分 委員会再開

○委員長（清水 寛） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

これより、3、協議事項、（2）意見・要望のまとめについて、ア、委員会意見・要望のまとめに入ります。

当委員会に審査を付託された案件の本日の審査は終了いたしました。

ここで、委員会意見・要望として、委員長報告に付すべき内容について協議をいただきたいと思います。

暫時休憩します。

午後2時10分 委員会休憩

午後2時16分 委員会再開

○委員長（清水 寛） それでは、休憩前に続いて会議を再開いたします。

木谷委員。

○委員（木谷 敏勝） 定年延長になって、経験豊かな人が市政に参画するために残っていただくのは、それはいいことだとしても、それによって新しい方に入る枠が少なくなるという懸念もある。やはり経験者もおり、新しい新人さんも入り、組織として一体感を持ってこの豊岡市政を進めていっていただくよう、定年延長に関しては人事、しっかりと取り組んでいただきたいようお願いするんで、禍根を残さないようにというのを入れるのはちょっとあれだけど。要は、経験者と新しい人がうまいことね、やっていったら、市民の福祉も向上するというそのことの配慮をお願いしたいと。

○委員長（清水 寛） はい、分かりました。

そうしましたら、委員長報告についてですが、内容につきましては先ほど木谷委員が言われた内容として、定年延長になることは、これは時の流れでやむを得ないんですけども、本来であれば採用される人数が小さくなるということから、やはり経験者とまた新しく新採用することにも十分配慮していただいた上で、定年延長で残られる方にとってもいわゆる働きやすい環境をしっかりと検討していただきながら配慮、進めていただきたいというような内容で。（「組織の運営をしていただきたい」と呼ぶ者あり）はい、ということで、またあと一任願いたいと思います。

村岡委員。

○委員（村岡 峰男） ただ、定年延長で残る人の方の働く環境どうのこうのというのは言わなくてもええと思うで。

○委員長（清水 寛） なるほど。分かりました。

○委員（村岡 峰男） 威張つとる人にはな、配慮は要れへんと思う。

○委員長（清水 寛） 分かりました。

それでは、ここで委員会を暫時休憩します。

午後2時18分 委員会休憩

午後2時18分 分科会再開

- 分科会長(清水 寛) 分科会を再開いたします。
これより、3、協議事項、(2)意見・要望のまとめについて、分科会意見・要望のまとめに入ります。
当分科会に審査を分担されました案件の本日の審査は終了いたしました。
ここで、分科会意見・要望として予算決算委員会に報告すべき内容について、協議をいただきたいと思います。
暫時休憩します。

午後2時19分 分科会休憩

午後2時23分 分科会再開

- 分科会長(清水 寛) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
木谷委員。
○委員(木谷 敏勝) 補正予算でありました、いわゆる物価上昇分の補助金が予算に上がってますけれども、引き続き市民生活に影響が最小限になるように、国、県との連絡を密にし、市民生活を脅かさなような配慮を引き続きお願いしたいみたいなのをまとめてください。
○分科会長(清水 寛) はい。
もう一点。
○委員(木谷 敏勝) マイナンバーカードの取得率ももう少し上げて、但馬の近隣ではもっともっと高いところがあります。やっぱりそれによって何で高いかいうたら、情報が漏れるというよりは漏れないというふうに聞いてますし、それによって利便性が高まるということのほうをもっとアピールしていただいて、豊岡市としてももっと取得率を上げるように努力されたい。
○分科会長(清水 寛) はい、分かりました。
村岡委員。
○委員(村岡 峰男) 今2つあったでしょう、それは補正予算2本あんだけど、どっちの分だ。電気代は後の9号かな。

- 分科会長(清水 寛) そうですね。
○委員(村岡 峰男) それで、マイナンバーは前の8号とちゃったんかいな、議案として。(「どっちも一緒なんだ」と呼ぶ者あり)
○分科会長(清水 寛) どっちも8号です。
そこは、そうしましたらまた正副分科会長に一任を願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○分科会長(清水 寛) そしたら、異議なしと認め、そのように決定いたします。
以上で分科会を閉会いたします。

午後2時25分 分科会閉会

午後2時25分 委員会再開

- 委員長(清水 寛) 委員会を再開いたします。
これより、3、協議事項の(3)管外行政視察研修についてを議題といたします。(「まだ、来年のことじゃない」と呼ぶ者あり)はい、来年のことですけど。
日程ですが、管外視察の時期は5月の日程、重複を避けるために実施日程をそういう意味では協議したいと思えますけども、事務局から4ページの管外行政視察研修の日程検討資料があります。こちらについて説明を事務局のほうからお願いします。
○事務局主幹(山本 慎二) 4ページのほうに日程で、今既に予定が決まっている分を入れさせていただきました。やはりちょっと4月は厳しいだろうなということで、5月で考えております。要は、黒い網かけのところ、5月8日からの週と5月15日からの週で、どちらかの週を押さえるようなイメージで予定していただけたらと思います。
説明は以上です。
○委員長(清水 寛) それでは、説明が終わりまりましたので、ご意見をお願いします。
暫時休憩をします。

午後2時27分 委員会休憩

午後2時29分 委員会再開

- 委員長(清水 寛) 会議を再開します。

そうしましたら、当委員会の管外行政視察の日程については、15日の週を皆さんの日程を押さえさせてもらおうと思いますので、そのようによろしくお願いをいたします。

内容については、5ページから7ページにこれまでの管外視察実績の一覧表がついてます。ですので、その内容についても、もし今あれでしたらざっと協議をいただきたいと思います。

暫時休憩します。

午後2時30分 委員会休憩

午後2時36分 委員会再開

○委員長（清水 寛） そしたら、ちょっと会議を再開します。

では、視察内容、視察先についてはまた今後設定していきますので、皆さんのほうからも何か、ここがいいよというアイデアとかありましたら、またご意見をお寄せいただけたらと思います。

この件はこの程度にとどめたいと思います。

そうしましたら、次、これより（4）の閉会中の継続審査申出について入ります。

資料8ページにあります委員会重点調査事項を閉会中の継続審査として議長に申し出たいと思います。

また、10番として先ほどありました組織改編についても、同じく継続調査事項としてこの中に10番として載せますので、その点についてご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

これより5番、その他に入ります。

その他、委員の皆さんから何かあればお願いをいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） それでは、以上をもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後2時38分 委員会閉会
